

○田中委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

新しいメンバーになりまして、しっかりしたこれから内容を6月議会のほうで、また進めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様様の活発な審議をお願いいたします。

それでは、これから着座にて失礼いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいります。なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

それでは、政策企画局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、日頃より政策企画局の業務につきまして、御指導、御鞭撻をいただいております。誠にありがとうございます。

私から最初に、最近の政策企画局の動きをまずは1点申し上げますと、先日、23日に国勢調査の100日前イベントを開催いたしました。学生調査員1名にも御参加をいただきまして、公用車へのマグネットシートの貼り付け、また、知事から職員に対しまして激励を行ったというところでございます。多くのマスコミの方にもおいでいただきました。今回の令和7年国勢調査の円滑な実施に向けまして、引き続き関係者との調整、また、広報活動にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。また、統計調査員の確保が困難になっているという状況を踏まえました統計調査手法の見直しにつきまして、国に対しまして引き続き継続して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国の動きでございますけれども、先日、13日に骨太の方針が閣議決定をされております。この方針におきます基本的な考え方の一つに、当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現が掲げられております。取り組むとされます事項として幾つか申し上げますと、米国の関税措置への対応、また、足元の物価高への対応、賃上げこそが成長戦略の要として日本経済全体で1%程度の実質賃金の上昇の定着に向けまして、中小企業、小規模事業者の賃上げを促進する。このために適切な価格転嫁や生産性向上等の支援、また、最低賃金の着実な引上げがございまして、国全体の財政健全化のお話もございました。個別の分野では、例えば社会保障分野につきましては、医療・介護・障がい福祉分野等の公定価格の分野の賃上げ等への対応、高額療養費制度についての方針検討などに言及をされております。この骨太の方針に基づきます具体的な施策等は、今後、国の予算編成の中で検討されることとなりますけれども、県としましては、引き続き国の動向を注視いたしまして、状況に応じて知事会なども通じながら、国に重ねて要望するなどの対応を取ってまいりたいと考えております。

本日は、予算関係の議案3件について御審議をいただき、報告事項1件の説明もさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中委員長

次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

皆様、おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より女性活躍、男女共同参画の取組につきまして御理解、御支援を賜り、お礼を申し上げます。

6月21日に大田市の男女共同参画センターで開催いたしましたあすてらすフェスティバルには、田中委員長をはじめ、総務委員会の委員の皆様にも御出席をいただき、ありがとうございます。当日は多くの方に御来場いただき、県内団体の方々による男女共同参画の取組を知っていただく機会になったと考えております。

来月1日には、安来市で女性活躍100人会議を開催することとしております。いただきました御意見を女性活躍の推進に生かしてまいります。

国の動きとしましては、今月11日に女性活躍推進法の改正について公布をされております。今年度末までの期限であったところ、10年間延長されるとともに、令和8年度より、男女間の賃金差異や女性管理職の登用率の公表を義務づけられております対象の企業が拡大されることとなっております。義務づけの対象とならない企業におかれましても、誰もが働き続けやすい職場環境整備に取り組むことの必要性を、経営者、管理職の皆様方に理解を深めていただけますよう、引き続き取り組んでまいります。

本日は、審議会等の女性の参画率について御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました政策企画局に係る議案は、一般事件案1件、予算案2件であります。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

では、総務委員会資料のほうをお願いいたします。承認第1号議案、令和7年3月31日に専決処分しました令和6年度島根県一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

女性活躍推進課の欄を御覧ください。男女共同参画の理解促進事業として令和6年度に実施していました、あすてらすの本館棟及びホール棟のLED化工事につきまして、年度末にかけて事業費が精査されたことから、不用額2,852万3,000円を減額補正したものでございます。

承認第1号議案についての説明は以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきも

のとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

続きまして、2ページのほう、第81号議案、令和7年度一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

統計調査課の欄を御覧ください。この補正は、今年度実施いたします国勢調査につきまして、国から交付される調査費が県当初予算よりも増えたことなどから、予算額を増額するものでございます。補正額は表中の（B）欄のとおり、3,336万5,000円、全額国費となっております。

続きまして、次のページ、第95号議案、令和7年度一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

秘書課の欄を御覧ください。この補正は、特別職報酬等審議会の答申等を受けまして、特別職である知事、副知事の給与等の予算額を増額するものでございます。補正額は表中（B）欄のとおり、19万4,000円でございます。

政策企画局全体におけるこれら補正額の補正後の合計額につきましては、一番下の合計の行の計欄のとおり、23億5,024万2,000円となります。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

以上、説明がございました。質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

説明ありがとうございました。国勢調査の関係でちょっとお聞きしたいんですが、予算云々ということではないんですけども、さっき政策企画局長も言われましたけども、統計調査員、かなりなり手がなくて、実は私も地元の町内会長もやったりなんかして、やっってください、やっってくださいっていうのは来るんですけども、もう今の時代、こんなことやる人がいないんですよね。なるべく解消ができるように、インターネットによる回答をやるということで、なるべくやりやすいような方向にはされているとは思いますが、その以前に、そんなことしたくないんだ、という人がかなりおられて、今、私の町内もなり手がなくて苦労してる場所なんですけども、県内的に見て、なり手がいないっていうのは分かるんですけども、充足率っていうのか、頼んでみても結局受けてくれなかったっていう率が、大体どれぐらいいるのか、そうしたときの対応策ですよ、どういうふうに調査員

を補充、補填するのか、そこら辺のちょっと具体的なことを教えていただけますか。

○田中委員長

永富統計調査課長。

○永富統計調査課長

調査員の確保の関係について、御説明させていただきます。現在、市町村で、委員がおっしゃったとおり調査員の募集をかけているという状況でございます。スケジュールとしては、県に7月4日、11日を期限として、報告をいただく予定となっております。先日、市町村の説明会等を行った際に、現在の募集状況についてお聞きをしました。お聞きをしたところ、進行中ということであり、確保できたという報告はまだいただいておりますが、実際、今、自治会を含めて募集をかけているという話をお聞きしました。調査員につきまして、今年県内では、4,365名の調査員をお願いすることとしております。これが足りなかった場合どうするかということですが、報告につきましては、必ずこれを埋めていただいて報告をいただくこととなっております。ですので充足率という言い方をすると100%という言い方になるんですが、実際には、民間の方に調査をお願いをした際に、やはりなかなかできないという方も多くいらっしゃるという聞いております。その場合は、例えば自治会の方をお願いをするとか、最終的には、市町村の職員がそういったところを補って、調査員として活動していただくという聞いております。実際には、どういう割合で、調査に市町村の職員が関わってくるかっていうのは、7月になってみないと分からないところではございますが、そういったことでこれまではフォローができていているという状況でございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

今年度はそういうことだと思うんですけど、これまで、今言われたように難しいところは職員まで駆り出してやらざるを得ないということなんでしょうが、じゃあそれがどの程度かっていうのは、やっぱり少ししっかり調査をしておくべきだろうし、やっぱりそれが職員に本来でない業務をしてもらうわけですから、そこについてどういうふうに整理をしていくのかということも含めて、多分、充足率という言い方は適切ではないと思うんですけども、本来、民間の方をお願いをして、うまく確保できてる率っていうのは、かなり低いではないかなと思うんで、そこら辺はしっかりつかんでいただいて、であるならばどうするのかということ、例えばある程度の、謝金があるんで、あれだけの金額をつけて来ないんだから来ないのかなという気もしますが、少し具体的な方策を考えたほうが、答え方が簡単とかいうよりも、そういったところに出向くこと自体が嫌だという人、結構おられますんで、そこら辺を検討できれば、また調査も含めてお願いしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○田中委員長

要望でよろしいですか。須山委員。

○須山委員

はい、要望ですね。

○田中委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、それでは、採決を行います。

予算案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理いたしました請願第24号、「令和5年10月5日、島根県議会は「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」を可決され政府に提出されました。以来、この意見書を理由に私どもの請願書に見向きもしない姿勢を示されるようになりました。

しかしこのような趣旨の意見書を政府に提出されるのであれば、平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」と、これを基にして政府に提出された意見書を撤回もしくは無効とする決議をされてから、新たな意見書を提出されるという道筋を辿るべきでした。

その理由は、平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は、「我が国には性奴隷制があった」とするものだからです。何の根拠もなく、我が国の歴史を非人道的なものと決め付けたままの現状で、「日本政府の責任において、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと」という要望は、より深刻な誤解を生む危険性を孕んだものになってしまうからです。

したがって平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。」についてであります。

この請願をめぐる状況等につきまして、執行部から説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

慰安婦をめぐる状況につきまして、このたびにつきましては、いわゆる河野談話からの主な流れにつきまして状況を御説明いたします。

令和5年度に河野官房長官が発表いたしました慰安婦関係調査結果発表に関する談話の主な内容は、慰安婦は当時の軍当局の要請により設営されたこと、慰安所の設置管理、慰安婦の移送について、旧日本軍が直接あるいは間接に関与したこと、軍の要請を受けた業者が主として募集に当たったが、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、官憲等が直接これに加担したこともあったこと、慰安所の生活は強制的な状況の下での痛ましいものであったこと、本件は軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題

であり、政府はいわゆる従軍慰安婦として幾多の苦痛を経験され、心身にわたり癒やし難い傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げるというものでした。

その後、平成19年に提出された質問主意書に対して、政府が発見した資料の中には軍や官憲による、いわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったこと、政府の基本的立場は河野談話を継承していることとの答弁書が閣議決定されております。

平成25年6月、島根県議会において、日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願の採択と、日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書が可決されました。総務委員長報告では、現政府も河野談話を踏襲していること、女性の人權の尊重や人間の尊厳を踏まえると二次被害が繰り返されてはならないと考えるので採択すべきとの意見があったこと、この請願の趣旨には、慰安婦への政府の関与、強制連行など、河野談話によらない表現がある。採択し意見書を提出することは賛成であるが、意見書はこれらの表現を修正した上で提出すべきとの意見があり、審査の結果、この請願は採択すべきものとし、意見書は請願の趣旨を一部修正し、河野談話に沿った内容とし、日本政府は河野談話を踏まえその内容を誠実に実行すること、被害女性とされる方々が二次被害をこうむることがないように努め、その名誉と尊厳を守るべく真摯な対応を行うこととされました。

その後、平成26年に、政府の下に立ち上げられました河野談話作成過程等に関する検討チームが公表した主な内容は、河野談話発表前に行った一連の調査を通じて得られた認識は、いわゆる強制連行は確認できなかったこと、当時は我が国の統治下にあったことを踏まえ、全体として個人の意思に反して行われたことが多かったとの趣旨で、甘言、強圧によるなど、総じて本人たちの意思に反してとの文言とされたこと、いわゆる強制連行は確認できないとの認識に立ち、事実関係をゆがめない範囲で韓国側との調整に臨んだことなどが報告されました。

平成28年には、国連女子差別撤廃委員会におきまして、慰安婦が強制連行されたとの見方が広く流布された原因は、1983年に吉田氏が著書で、軍の命令で大勢の女性狩りをしたとの虚偽の事実を発表したためであり、当時大きく報道され、国際社会にも大きな影響を与えたが、後に複数の研究者により完全に想像の産物と証明されたこと、性奴隷との表現は事実と反することなどの発言がありました。

また、令和3年の質問主意書でも、政府の基本的立場は河野談話を継承していること、従軍慰安婦または、いわゆる従軍慰安婦ではなく、単に慰安婦という言葉を用いることが適切であり、近年、これを用いていることとの答弁書が閣議決定されております。このような動きの中、令和5年9月議会におきまして受理された請願につきまして、政府の責任にて日韓が抱える問題に対し、日本の考えや立場を韓国に対して粘り強く主張していくとともに、様々な分野で韓国との対話と連携を進めること、慰安婦問題に係る政府見解を明確にすることとの未来志向の日韓関係構築に関する意見書が可決されました。

その後の国の主な動きとしましては、国連拷問禁止委員会におきまして、日本政府としては、慰安婦問題を否定したり矮小化したりする意図は毛頭ないこと、慰安婦を性奴隷と称することは事実と反するので使用すべきではないことと回答しております。

現在、外務省ホームページでは、慰安婦問題についての我が国の取組の中で、強制連行、性奴隷について、同様の見解が示されているところでございます。

めぐる状況につきましては、以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。御意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

この一連の慰安婦関係をめぐる問題については、これまでも新規の請願として平成25年6月26日に採択した請願の撤回、もしくは無効を求めるというものが出ておりました。また新たに今回それに加えて令和5年10月5日に島根県議会で可決をした意見書についても撤回もしくは無効とする決議を求めるものという理解をしております。しかしながら、一連の慰安婦をめぐる問題については、令和5年9月定例会において、政府のほうで改めて見解を示していただくことが適当であるとし、県議会として国に新たな意見書を提出して一定の整理を行ったところであります。先ほどの説明にありますように、現時点において、この考え方を変更する状況にはなく、本請願については不採択とすべきものと考えます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

ほかにご覧いただけますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。請願第24号を採択とすべきことにすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手なし。よって、請願第24号は採択としない、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、文書表3ページに載せております、継続審査となっている請願第20号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願についてであります。

この請願をめぐる状況について、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

請願第20号をめぐる状況等について、御説明いたします。

現状としまして、1898年に民法旧法により夫婦同姓が義務づけられ、1947年の民法改正により、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と規定されております。

2023年の人口動態統計調査によりますと、結婚に伴い、女性の94.5%が改姓をしています。夫婦同姓を法律で義務化している国は世界で日本のみであります。現在320ある国家資格、免許等の全てにおいては、旧姓使用が認められております。

世論の状況としましては、2021年12月に内閣府が実施した「家族の法制に関する世論調査」によると、「夫婦同姓制度についてどのように思うか」という問いに対して、「夫婦同姓制度を維持すべき」が27.0%、「夫婦同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用の法制度を設けるべき」が42.2%、「選択的夫婦別姓制度を導入すべき」が28.8%。

9%となっております。2024年9月に内閣府が実施しました「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「夫婦の名字、姓に関する制度の在り方をめぐる議論について考えたことがあるか」という問いに対し、「ある」が44.0%、「ない」が53.2%、「議論があることを知らない」が1.9%となっております。また、「結婚して戸籍上の名字、姓が変わった場合、働くときに旧姓を通称として使用したいか」については、「使用したい」が43.3%、「使用したいと思わない」が55.2%となっております。

次に、国における検討経過です。1991年から法制審議会民法部会において婚姻制度等の見直し審議が行われ、1996年2月に法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申いたしました。この答申を受け、法務省においては、1996年及び2010年にそれぞれ改正法案を準備されましたが、国民各層に様々な意見等があることから、いずれも国会には提出されませんでした。

今年に入りまして第217回国会において、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会が改正法案を提出し、衆議院法務委員会で審査がなされましたが、採決は見送られました。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

この件につきましては、今、情勢も聞きましたけども、国のほうでも両方の意見があるというふうに感じております。このことにつきましては、委員長の見解を聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○田中委員長

それでは、私の見解を申し上げます。

選択的夫婦別姓制度におきましては、現在、賛否が分かれている状況において、現代社会の家族、夫婦の基本的な在り方を問う事項であり、国民等の意見をしっかり聞きながら、国において判断されるべきものであると考えます。選択的夫婦別姓制度につきましては、現在、国会での議論が行われているところであり、引き続き、状況を注視する必要があるため、本請願は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

文書表4ページに載せております、新規に受理いたしました陳情第131号、消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出を求める陳情についてでございます。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

今岡政策企画監。

○今岡政策企画監（企画調整・広域連携）

それでは、陳情第131号をめぐる状況として消費税、インボイス制度、法人税の3点について御説明いたします。

はじめに、消費税についてです。まず、国民の意識につきましては、共同通信社による本年5月の調査で、食料品のみ減税すべきという回答の割合が38.4%、次いで減税反対が24.8%、全て減税すべきが19.8%、廃止すべきが15%となっております。

次に、国における議論につきましては、野党は時限的な食料品の消費税ゼロ%や税率5%への引下げ、消費税廃止などを求めている一方、与党は、税率引下げは行わないという考えであり、政府としては、今月6日の衆議院予算委員会で石破首相が「安定的に社会保障の財源に充てられるという消費税の意味合いというのは、決して軽視してはならない」と発言されております。

次に、税収に占める割合につきましては、令和5年度決算で、消費税は国税の32.5%、地方消費税は本県県税の34.3%となっております。

続いて、インボイス制度についてです。インボイス制度は消費税の仕入れ税額控除のため、課税事業者が発行する適格請求書、いわゆるインボイスが必要となる制度であり、令和5年10月から実施されております。この制度の実施に伴う中小企業などへの支援として、商工会や商工会議所などによる経営相談対応などが行われており、制度への対応状況につきましては、昨年9月公表の日本商工会議所などによる調査の結果では、免税事業者がインボイス登録を実施した割合は、顧客が企業中心の事業者で73.3%、顧客が一般消費者中心の事業者で24.9%となっております。

次に、政府の見解につきましては、本年2月14日の衆議院本会議で石破首相が「インボイス制度は複数税率の下で課税の適正性を確保するために必要な制度であり、廃止することは考えていない」と発言されております。

最後に、法人税についてです。現在、法人税の基本税率は23.2%であり、税負担の軽減によって企業に投資や賃上げを促すため、平成27年度の税制改正から段階的に引き下げられました。

次に、国における議論につきましては、野党は税率28%への引上げや累進課税の導入などを求めている一方、与党は税率を引き上げつつ、ターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していくという考えであり、政府としては、本年3月27日の参議院財政金融委員会で、石破首相が「法人税を下げたということが決して思ったような効果を上げなかったという深い反省の下に、これから先、法人税改革に取り組んでいく」と発言されております。

次に、税収に占める割合につきましては、令和5年度決算で、法人税は国税の22.3%となっております。

説明は以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。御意見等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

ちょっと立場上、発言をしたいと思いますが。消費税の段階的撤廃という、これは、代替財源をどこへ求めるかっていうことを考えるとかなり難しいということで、この陳情自体を採択するということとは不相当だというふうに思いますが、やはり今の物価高騰の状況を見ると、何がしかの対応策はやはり打っていただく、野党が今求めています一時的な消

費税減税とか、食料品に限って消費税をなくすと、こういったようないろんな手法があるかと思いますが。これはどれも全て時限的なもので、今の物価高騰対策、いわゆる経済対策の一環というふうに考えれば、ある意味そういったところについては、酌み取る部分もあるのかなあ、というふうに思っておりますので、今回の陳情については、判断は委員長判断に任せましょう、任せようと思っておりますけども、そういう意見があるということもお含みおきいただきたいというふうに思います。以上です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎副委員長

失礼します。物価高騰等で厳しい国民生活が続く中、税制再構築等が求められている情勢にあることは理解できるものの、その対応に当たっては、国の責任において税制のみならず、社会保険、社会保障等を含め、国民負担全般の在り方の中で議論されるべきものであると考えられ、消費税、法人税といった具体的な税目の在り方のみを求めることは不適當と考えます。よって、私は、本陳情については不採択とすべきと考えますがいかがでしょうか。

○田中委員長

ほかにございませんか。

須山委員に伺います。須山委員は意見といたしましては。

○須山委員

委員長、副委員長に委ねます。

一応、意見として言っただけです。

○田中委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見といたしまして、不採択という意見が出ておりますので、そのように諮りたいと思います。

陳情第131号を不採択とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手全員。それでは、陳情第131号を不採択と決定いたしました。

続きまして、文書表6ページに載せております継続審査となっています陳情115号選択的夫婦別姓制度導入に反対し現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める陳情についてであります。

この陳情をめぐる状況等につきましては、先ほど請願第20号と同様でありますので、執行部から説明のあったとおりでございます。また、先ほど選択的夫婦別姓制度導入のための法改正を求める請願を継続審査と採択しておりますので、本陳情も継続審査と考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

4 ページをお願いいたします。県及び市町村における審議会等への女性の参画率について御報告いたします。

はじめに、県における参画率でございます。令和4年3月に策定しました「第4次島根県男女共同参画計画」におきましては、政策や方針決定過程への男女共同参画の推進を掲げており、指標の一つに、県の審議会等への女性の参画率を令和8年度に50%と定めているところです。この表は令和7年4月1日の状況でございます。

表の一番下、合計の欄を御覧ください。対象となる119の審議会等のうち、委員不在の21の審議会を除いた98の審議会等における女性の参画率は48.7%でございます。昨年度から1.1ポイントの増となっております。引き続き目標としております50%の達成に向け、各審議会等を所管する県庁各課や委員を推薦していただいております関係団体等に対しまして、理解と周知を図っていきます。

次に、市町村における参画率でございます。表の左側から3列目になりますが、市町村においても、県と同様に、男女共同参画計画の中で審議会等における女性の参画率の目標値を定めております。表の一番下、合計の欄を見ていただきますと、市町村全体では29.3%で、昨年度から0.7ポイントの増となっております。市においては出雲市が5.0ポイント、益田市が2.0ポイントの増となるなど、5市で参画率が増加いたしました。また、町村においては津和野町が1.7ポイント、西ノ島町が3.4ポイントの増となるなど、5町村で参画率が増加いたしました。幾つかの市町村では、審議会の設置要綱を改めて整理するなど女性委員の登用の促進に向けて取り組まれていると聞いております。今後も市町村と意見交換などを行い、審議会等への女性の参画が着実に進むよう働きかけてまいります。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

福田委員。

○福田委員

冒頭に、井手政策企画局長さんから骨太の方針等についての御説明がございましたが、関連してちょっと御所見と今後の対応について伺いたいなと思ってます。

先ほどお話がありましたように、先般、閣議決定された地方創生2.0の基本構想、それから骨太の方針、この中で東京一極集中に対して地方がこれまで求めていた課題の中で子育て支援、この子育て支援をめぐって盛り込まれた言葉が、文言があるんですね、こう

いう内容なんですよ。ナショナル・スタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を検討するという文言が盛り込まれてますね。これは、かねて全国の地方六団体からも要望しておりましたように、特に全国の市長会等が言っておりましたが、子育て支援をめぐる人口の言わば奪い合いが続いておるとするのは疑問だという意見が随分出ておりましたし、そういう風潮には、私自身もどうだろうかと考えておりましたけれども、こういう全国一律といいますか、基本的な制度ができていけば、あとは地方がそれぞれの市町独特の政策でやればいいと思いますし、知事会の村井会長がかねてから、ナショナルミニマムという表現の仕方で見直しの必要性をずっと訴えておられたということでしたが、今月3日のその地方創生、そうした会議の際にはこうした文言は盛り込まれてなかったんだそうですよ。それが有識者会議で、石破総理と有識者会議のメンバーが内々の会議をした際に、情報なんですけれども、愛媛県の中村知事が、この問題はちゃんと東京一極集中是正する、そのために人口減少に、各地方は一生懸命歯止めをかけようと思って努力してる。その中で子育てについてある程度、国がやるべきではないかというふうなお話をされたことがきっかけで、こうした文言が盛り込まれたようです。最終的に文言の中に、基本構想に財源も含め検討し、結果に応じて必要な措置を講ずるという文言が明記されたということで、大変、私自身も評価をしていますし、東京一極集中の大きなこれが課題だと私思ってるものですから、ちょっと御所見を伺いたいなと思ってます。

特に地方創生を掲げておられた中で、私が非常に気になっていたことの一つに、高校の無償化の問題が出ました。これはもう地方にとって、あんまりいいことない、どちらかというと首都圏、東京辺りは私立が多いですから非常にプラスだろうと思いますけれども、地方にとってはそう大きなメリットはないと思ってましたし、そのお金を使うのであれば、むしろ基礎教育に私はお金を使ったほうがいいだろうと、個人的な見解として思っていました。これは政権運営の運営上、仕方がなかったかもしれませんが、少し心配をしておりましたけれども、こういう文言が骨太等に盛り込まれたというのは非常に歓迎すべきことだと思ってますし、今後、これをどうしていくかということが課題だと思いますので、御所見をちょっと、せっかくの機会でございますので、当初、お話がありましたので関連して伺っておきたいと思います。

○田中委員長

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

ありがとうございます。委員おっしゃいます東京一極集中、これの是正というのは、島根県が島根創生を進めていくと、人口減少に歯止めをかけるといったことをやっていく上では、必ず解決をしていただかなければいけない大きな問題であると思ってますし、第2期の島根創生計画を昨年度末にお認めいただいて策定をし、今年度もうスタートをしておるということでございますけれども、その第2期計画におきまして、当然、島根県自体がやるべきことというのは、よく言いますけれども特効薬はありませんので、様々な政策を総動員をしてやっていくということでまとめておりますけれども、それに加えて、やはり一自治体では解決できない問題として、東京一極集中をはじめとした大きな事柄を国に対してしっかりやっていただくように求めていくというふうにまとめておるところでございます。東京一極集中につきましては、弊害としましては、やはり企業あるいは大学等々

が集中することで、島根県からすると、若い人材、方々が流出をするということになりますし、企業でいいますと、大企業が東京をはじめとする大都市に集中することで、島根県は中小企業がメインでございますけれども、やはり賃金の格差があると、そういう格差がまた広がっておるということでもって、ますます島根県からすると人口が流出をする、大都市に集中するという悪い循環になってるんだろうと思います。

ですから、これをぜひとも解消していただかないといけませんけれども、先ほどのナショナルミニマムという話もございますけれども、やはりそういったことから、東京に一極集中になると財源も大幅に東京に集中をする。そして、このところを国においてしっかりやっていただきたい話でありますけど、財源が調整されずに、あるいは十分に調整されずに東京に集中することによって、東京は東京なりに、我々地方としては考えられないようなレベルでもって、様々な無償化とかそういった都民のサービスを拡大していくということの動きになってますので、ますます日本国全体の中で東京等々、特に東京と地方とで本来は日本国民が一律に受けてしかるべきサービスに格差が大きく生じておるという状況、非常に悪い状況になってると思います。これに対しまして、国のほうにおきまして、方針として、そういったものの反省、あるいは見直しについて言及をされたということは、一つ大きく注目に値すべきお話かなと思います。ただ、実際はそれがどのように今後検討されて実行に移されて実現するかということが肝要でございますので、しっかりと国の動きを注視しながら重ねて東京一極集中という問題に対して、島根県単体、あるいは知事会等々、他県とも連携をしっかりと図りながら訴えかけていく必要が、これは引き続きやろうというふうに思っておるところでございます。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

関係、我々団体、みんなしっかり様々な形でやっていく必要があると思いますけども、政治的な目で見れば、この間の東京の選挙見てましても、小池知事は一生懸命選挙運動をしたんですよ、そりゃもう都民に対して、水道料金を無料にしますと言ってずっと運動して歩かれたんですね。まあそりゃ選挙ですからそれはそれでいいんでしょうけども、それだけ東京都はおっしゃったように豊富な財源を背景にやってきてるわけですから、ある程度地方と、地方がある程度基準が子育て政策にしても奪い合いがするいう背景ではなくて、ある程度の基準を設けて、国家政策として私はやっていく必要があると思っておりますので、せっかく盛り込まれた文言ですから、これが具体的にいくようにさらに努力していただければなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。大変ありがとうございました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、それでは、以上で政策企画局所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様は、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。なお、条例案第87号議案審査のために、竹崎学校企画課長にも御出席をいただいております。

はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

篠野総務部長。

○篠野総務部長

おはようございます。総務部長の篠野でございます。田中委員長、岡崎副委員長、そして総務委員の皆様方におかれましては、日頃から総務部所管事項につきまして、御支援いただきましてありがとうございます。

まず、このたび公表いたしました2つの不適切事案についておわびを申し上げたいと思います。

はじめに、先般、6月6日に公表いたしました国庫補助金の実績報告誤りについてでございます。令和6年度のデジタル田園都市国家構想交付金につきまして、国に対して、実績額を誤って報告したことにより、国からの交付金1,780万円余りを県の会計に収入できず、県の一般財源で賄うこととなってしまいました。今回の原因でございますが、地域生活交通再構築実証事業の実績額につきまして、円単位で記載すべきところを誤って千円単位で記載をしてしまったというところで、その後の事務手続においても誤りが発見できなかったというところでございます。今後は、再発防止のために、事務の各段階におけます数値の確認と組織内のダブルチェックを徹底するということですか、関係者が異常な数値を判別できるように報告様式を改善するなど、事務処理を見直してまいりたいと考えているところでございます。

それから、続きまして、6月16日に公表いたしましたNHK放送受信契約の未締結についてでございます。他の自治体などでカーナビに関しまして、NHK放送受信契約の未締結事案があったということでございまして、そういう報道があったことを受け、本県においても調査をしたというところでございます。4月3日、それから、先ほど申し上げた6月16日に公表したものを併せまして、台数といたしまして約360台、金額といたしまして約3,800万円の未契約が判明したというところでございます。今回の原因でございますけれども、NHK受信料制度についての認識が不足していたということだと考えております。このNHK未契約の問題の再発防止につきましてでございますが、受信料制度を正確に理解するといったことがまず当然必要だと考えておりますし、適切な事務処理の周知徹底を図っていきたいと思っております。また、今後、ディスプレイですとかカーナビ、そういったものを新設、それからまた更新するといった際には、テレビ視聴の必要性ですが、チューナー機能が必要なのかということを検証していきたいというふうに考えております。また、今あるものについても不要なものであれば撤去ですとか、チューナーのないものへの切替えということもしてまいりたいと考えているところでございます。

改めまして、これら2つの事案につきまして、不適切な事務処理があったということについておわびを申し上げたいと思います。これらにつきましては、後ほど、報告事項でも説明させていただきたいと考えているところでございます。

このほか本日ですが、今定例会に提出させていただいております議案のうち、総務部関連ということでございまして、条例案が5件、一般事件案1件、予算案2件について説明

いたします。また、報告事項といたしまして、先ほど申し上げた２つの事案のほかに、島根県附属機関の設置状況について、それから第３次島根県県有財産利活用推進計画について、この２つについても報告事項として説明させていただきたいと考えているところでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました総務部に係る議案は、条例案５件、一般事件案１件、予算案２件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第８２号議案のうち関係分、第８４号議案、第８５号議案、第８７号議案及び第９７号議案について、執行部から説明をお願いいたします。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。お願いします。

飯塚人事課長。

○飯塚人事課長

それでは、資料１ページをお願いいたします。第８２号議案、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

１の提案理由に記載しておりますように、これは、地方公務員の育児休業等に関する法律、以下、育児休業法とさせていただきますけれども、この法律改正等に伴いまして所要の改正を行おうとするものでございます。

２の改正する条例でございますが、今回改正を行おうとする条例は、（１）、（２）、（３）の３つの条例でございまして、このうち総務部所管分は（１）の職員の育児休業等に関する条例でございます。

そして、３の総務部所管条例の改正の概要を御覧いただきまして、改正内容でございますが、まず（１）のとおり、育児休業法の改正に伴いまして、部分休業制度に係る規定を整備するものでございます。そうしますと、まず、法改正の内容を御説明したいと思いますので、四角囲みの中を御覧いただけますでしょうか。育児休業法の改正内容でございますが、１つ目のポツ、部分休業について、現行の①の１日につき２時間を超えない範囲内という形態に加えまして、②の１年につき条例で定める時間を超えない範囲という形態と追加するもの。次に、２つ目のポツ、職員は、この①②のいずれかを選択して取得可能とするもの。そして、３つ目のポツ、一度定めますと、その年度はその形態での休業となる場所、条例で定める特別の事情が生じた場合には、①、②の間の形態の変更を可能とするものでございます。

次に、条例改正の内容でございますが、まず、アは先ほどの①の２時間を超えない範囲ということにつきまして、現在は勤務時間の始め、または終わりに限り承認する、勤務時間の途中で取得は認めるものとなっておりますが、これを廃止し、つまり勤務時間の途中で取得も可とするものでございます。次に、イは先ほどの②の条例で定める時間につきまして、国家公務員の状況等も踏まえまして１０日相当とするものでございます。次に、ウは①、②の形態を変更可能な特別な事情について定めるものでございまして、配偶者の入院、配偶者との別居、その他、申し出時に予測不可能な事実が生じたことにより、変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするもので

ございます。そして、エはその他規定の整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。次に、改正内容の（２）でございますが、仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等に係る規定の整備を行うものでございます。具体にはその下に記載しておりますように、育児期の職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方が実現できるよう、本人またはその配偶者が妊娠・出産した職員及び３歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援に資する制度について情報提供や意向確認などを行うものでございます。

４の施行期日でございますが、法律と同じく１０月１日としております。

説明は以上です。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

私からは、第８４号議案、島根県県税条例の一部を改正する条例及び第８５号議案、特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

委員会資料の３ページをお願いいたします。まずは、第８４号議案から御説明します。

このたびの条例改正の理由でございますが、１の提案理由にありますとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されたことに伴いまして、県税条例の一部を改正するものです。

２の改正内容の（１）にありますとおり、自動車税種別割の課税免除の対象に、就労選択支援のために使う自動車を追加するものでございます。この自動車税種別割の課税免除という制度は、自動車の所有者や用途から見て、課税をしないことが適当である自動車に対し、課税を免除するものでございますが、現在、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業として、障がい福祉サービスのために使用される自動車につきましては、福祉政策の見地から課税免除を行っているところです。資料の中ほど、四角で囲った箇所には、課税免除の対象の用途としている障がい福祉サービスを掲げております。上側の囲みが条例第４６条第８号により、下側の囲みが同条第９号により課税免除を行っている事業ですが、その違いは、第８号のほうは主に障がい者の方を乗せて自動車を使用するサービス、そして第９号のほうは障がい者の方を乗せるだけでなく、障がい者の方が生産活動などで製作をされた生產品の運搬にも自動車を使うサービスとなっております。

このたびの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により新設をされた就労選択支援は、障がい者の方の多様な就労ニーズに対する支援を行うということを目的としておりますが、その内容としましては、米印の注釈にありますとおり、就労選択支援を行う事業者が主体となり、就労を希望する障がい者に対して、短期間の実習等を通じて本人の適性・能力等の状況を把握し、家族や支援機関等、関係機関を集めた会議を開催し、そこで得られた長所や特性など、結果を踏まえまして、障がい者本人が就労先や働き方について、よりよい選択ができるように支援をするサービスとなっております。このサービスは、現在、課税免除の対象となっている他のサービスと同様に、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に該当すること、また、障がい者の方の移動だけでなく、障がい者の方が実習等で製作をした生產品を運搬する可能性もある事業でございます

ので、下側の囲みの下線をつけて記載しましたとおり、第9号のほうへ追加をするものでございます。

改正内容の2点目としましては、その他規定の整理がございまして、法人の届出に関する手続に係る県税条例第7条第1項の規定及び先ほど（1）で御説明しました条例第46条第9号の規定において引用しております法律の条項ずれの整理を行うものでございます。

3の施行期日についてですが、県税条例第7条第1項につきましては、引用元となる法律が令和7年4月1日付で既に施行されておりますので、公布の日から施行とし、自動車税種別割の第46号第9号につきましては、元の法律が施行される日と同日の令和7年10月1日としております。

続けて、委員会資料の4ページをお願いいたします。第85号議案、特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例でいいます特定地域とは、離島振興法、半島振興法、過疎法など、地域の振興を目的としました6つの法律に基づき指定をされる地域のことでございますが、これらの地域の振興を促進するための県税の課税免除等について条例に定められているところでございます。条例の仕組みの概略でございますが、先ほど申し上げました離島振興法など、各法律の目的を実施するために講じられる手段の一つとして、税制上の優遇措置がございしますが、地方税におきましては、指定された地域内で一定の要件を満たす事業用の設備を新設または増設したもの等に対しまして、地方公共団体が事業税や不動産取得税などの課税免除や、不均一課税を行った場合には、地方税の減収額の75%を普通交付税で補填をされる仕組みがありますので、この条例はこの仕組みを活用する制度となっております。

このたびの条例改正の理由でございますが、6つの法律のうち、今回は離島振興法、半島振興法、原発等立地地域振興法、地域未来投資促進法と4つの法律に基づく地域について、それぞれ課税免除等の措置が適用される場合等定めた省令がございしますが、その総務省令が改正をされ、県税の課税免除等に係る減収補填措置の適用期間が延長されたことに伴い、改正を行おうとするものです。

2としまして、4つの法律に基づく課税免除等の対象内容を表で表しておりますけれども、今回の改正内容は表中の期間の終期欄の下線を付した太字部分でございしますが、離島振興法、半島振興法、原発等立地地域振興法につきましては、適用期間を令和9年3月31日まで2年間、地域未来投資促進法につきましては、令和10年3月31日まで3年間延長するものでございます。なお、対象設備等の欄の下線を付した部分を御覧いただくと、今回、離島振興法及び半島振興法の対象からコールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業が除外をされておりますけれども、この事業につきましては、省令を引用する形で規定をされておりますので、省令が改正をされることで、自動的に対象から除外をされますので、このことによります条例改正の必要はございません。

3の施行期日等につきましては、公布の日からの施行としておりますが、離島振興法等の省令改正の適用日に合わせまして適用をすることとしております、そのため、令和7年4月1日から適用することとしております。以上でございます。

○田中委員長

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

続いて、5 ページをお願いいたします。第 8 7 号議案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、いわゆるマイナンバーの利用に関する条例の改正について御説明いたします。

資料の 2、改正内容を御覧ください。マイナンバーを利用できる事務とするための根拠に 3 種類ございます。①の法で定める法定事務、②の主務省令で定める準法定事務、③の地方公共団体が条例で定める独自利用事務の 3 つになります。高等学校等の就学支援や、給付金の支給関連の事務を行う知事部局と教育委員会それぞれにおきまして、対象世帯の税情報を把握するために、この条例で定める独自利用事務に位置づけてこれまでマイナンバーを利用してきたところでございます。このたび、1 の提案理由に記載しております主務省令が制定されたことに伴いまして、これまでの条例で定めていた事務のうち、表に掲げております 7 つの事務が準法定事務となり、条例と重複することとなったため、条例から削除するという改正内容になってございます。

3 の施行期日は、公布の日としております。説明は以上となります。

○田中委員長

飯塚人事課長。

○飯塚人事課長

そうしますと、9 7 号議案、6 ページのほうをお願いいたします。第 9 7 号議案、特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、本年 5 月 2 3 日の特別職報酬等審議会からの答申等に基づきまして、特別職の職員の給料の月額等について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、2 の（1）から（5）に記載しております。まず、（1）（2）についてでございます。知事及び副知事は、審議会の答申のとおりに改定するものでございます。教育長、常勤の監査委員、病院事業管理者は、知事の改定率を踏まえて改定するものでございます。（3）の行政委員会の委員につきまして、月額報酬の行政委員は、議員の改定率により改定するもの。日額報酬の行政委員は、常勤監査委員の給料月額の日割り相当額を基に改定するものでございます。

次のページをお願いします。（4）の附属機関の委員等の報酬日額の上限は、議員の改定率により改定するものでございます。（5）の投票管理者等の報酬日額につきましては、従来から国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められた額を支給しているところでございまして、今回、法律を引用する形で条例の規定を改正するものでございます。

3 の施行期日についてでございますが、審議会の答申のとおり令和 7 年 8 月 1 日施行とし、2 の（5）につきましては公布日施行としたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

条例案５件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第８２号議案のうち関係分、第８４号議案、第８５号議案、第８７号議案及び第９７号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第８２号議案のうち関係分、第８４号議案、第８５号議案、第８７号議案及び第９７号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

竹崎学校企画課長、どうぞ御退席ください。ありがとうございました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第１号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

資料の８ページをお願いいたします。承認第１号としまして、３月３１日に専決処分をいたしました令和６年度一般会計補正予算の歳入について御説明いたします。

こちらは、２月補正予算後の国庫補助事業の交付決定等に伴い、国庫支出金や県債などの計数整理を行ったものであり、表の下のところでありますけれども、総額で３３億９，００２万円余の減となっております。主な内容といたしましては、９、国庫支出金で１７億円余の減、１５、県債で１５億円余の減となっております、それぞれ事業の精算等に伴うものでございます。

私からは以上です。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、９ページをお願いします。歳出のうち総務部関係分は、一般会計で合計７，３００万円余の増額となっております。

次の１０ページに内訳を記載しております。主なものは、人事課分は、一般職給与について、昨年の衆議院選挙による選挙事務について国費が措置されたことや、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計からの繰入れに伴う財源更正。財政課分は、決算剰余金を活用した減債基金の積立てとして７，４００万円余を増額。管財課分は、県庁舎等整備事業費について、昨年度整備を終えた黒田庁舎など事業費確定見込みに伴い６８０万円余を増額しております。以上となります。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、採決を行います。

お諮りいたします。承認第１号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第１号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の１１ページをお願いいたします。まず、議案第８１号、令和７年度一般会計補正予算の６月９日提案分の歳入について御説明いたします。

本予算案につきましては、国の補助金の内示などに伴い早急に対応すべきものについて措置しており、表の下のところでございますが、補正額の合計は５億９，５９３万円余となっております。その内訳といたしましては、９、国庫支出金、１３、繰入金、１４、諸収入を計上しております。

続きまして、資料の１４ページをお願いいたします。こちらは議案第９５号、令和７年度一般会計補正予算の６月２４日提案分の歳入についての御説明でございます。

本予算案につきましては、エネルギー価格・物価高騰対策の追加など、早急に対応すべきものについて措置しており、こちらも表の下のところでございますが、補正額の合計は５億３，４５７万円余となっております。その内訳といたしましては、９、国庫支出金、１３、繰越金を計上しております。

私からは以上でございます。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

ページが戻りますが、１２ページをお願いします。歳出のうち総務部関係分です。一般会計で合計７，８００万円余を増額しております。これは、次の１３ページに内訳を記載しております。

総務課分の私立学校就学支援事業について、今年度からの国の高校無償化により、高等学校等の授業料支援の対象者が年収約９１０万円以上の世帯に拡大されたことに伴う増額となっております。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

予算案２件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表８ページに載せております、新規に受理いたしました請願第２３号、地方財政の充実・強化を求める請願についてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、請願第２３号、「地方財政の充実・強化を求める」請願をめぐる状況につきまして御説明させていただきます。

国におきましては、骨太の方針の中で令和７年度から令和９年度までの３年間の予算編成に関し、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、２０２４年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされております。地方公共団体におきましては、地方創生、人口減少対策や安全安心な県民生活の確保、医療・福祉の充実、ＤＸの推進、物価高騰対策などの課題に適切に対応するために、安定的に事業を行っていく必要がございます。このため、本県としましても、国に対し、地方財政対策におきまして財政需要を適切に積算し、一般財源の総額を増額確保し充実すること、必要な地方交付税の総額を確保すること、国が推進する賃金の引上げに伴い、行政経費の増加が見込まれることから、引き続き必要な財政措置を講じることなどの内容で重点要望を行っているところでございます。また、重点要望に加えまして、中国地方知事会、それから全国知事会を通じまして、他県と連携しながら財源の措置を求めているところでございます。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。御意見等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

「地方財政の充実・強化を求める」請願ということで、毎年出させていただいておりまして、紹介議員としてお願いをしておきたいというふうに思います。地方財政の充実というのは言わずもがなといいますか、必要不可欠な要望だというふうに思ってます。先ほど執行部から状況説明があったように、特に物価高騰対策、そして昨今の人件費の高騰、こういったものにやっぱり対応するためには、地方財政をしっかりと充実をしていかなければ非常に危ういものがあると。特にコロナ明け非常に厳しい状況が続いているところから、しっかりと国の財政、地財の充実を求めていかなければならないというふうに思ってますので、ぜひとも皆様の御賛同を得て採択いただければというふうに思っております。以上です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。請願第23号を採択とすべきものとすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手全員。よって、請願第23号は、採択とすべきものと決定いたしました。

それでは、意見書についてお諮りいたします。案文を準備いたしておりますので、御意見をお願いいたします。

それでは、事務局に読み上げさせます。

○事務局（三ツ國書記）

それでは、読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

島根県をはじめとする地方自治体は急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため2026年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保をより積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた財源の確保がなされるよう、次の項目の実現を要望する。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費を含めて現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズに適切に対応するため、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図るための財政措置を講じること。

3、政府が減税対策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

4、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、自治体の独自施策を維持拡充できるようにするとともに、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。

5、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

6、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、地方自治体の財政需要に応じて、地方交付税の法定率を引き上げることにより確保すべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。

○田中委員長

ただいまの案文でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案といたします。

なお、本会議への提出議員は、本委員会の賛成委員及びこの請願の紹介議員としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、そのように決定いたします。

本会議における提案理由の説明については、どなたにお願いいたしましょうか。人選は私にお任せいただけますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、提案理由の説明を岡崎副委員長にお願いしたいと思います。

提案理由の内容は、正副委員長で相談させていただきますので、御了承ください。

続いて、文書表10ページに載せております、継続審査となっている請願第17号、「再審法改正を求める意見書」採択についてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いします。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております請願第17号について御説明します。

請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について法改正を求めるものでございます。その後の状況ですが、令和7年3月には、再審制度の在り方について法務大臣から法制審議会へ諮問されました。4月に同審議会に刑事法研究者、法律実務家等で構成される刑事法（再審関係）部会が設置され、議論が行われております。国会においては、6月18日に複数の会派に属する国会議員20名から再審制度の見直しを盛り込んだ刑事訴訟法の一部を改正する法律案を衆議院に提出され、閉会中審査となっております。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。御意見等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

今、経過を聞きましたけども、国や国会のほうでもまだ議論が、今後の対応がされているようでございます。その辺を踏まえてこれまでも継続となっておりますけども、委員長の見解にお任せしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

それでは、私の見解を申し上げます。

再審法の改正に向けては、令和7年3月に法制審議会に諮問され、審議が続いている状況があり、引き続き国の動向を注視していく必要があることから、本請願は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

飯塚人事課長。

○飯塚人事課長

資料15ページをお願いいたします。条例の規定に基づきまして、毎年度報告をさせていただいております県の附属機関の設置状況等について御説明をさせていただきます。

先ほど政策企画局から、県及び市町村における審議会等の女性参画率につきまして御報告させていただきましたけれども、ここでは、このうち法律または条例により設置されました県の附属機関につきまして状況を報告させていただきます。

まず、1の附属機関の設置状況につきましては、本年4月現在では昨年と同数の75機関となっております。

2の構成員中の女性の割合につきましては、4割以上の機関数が1減となっており、その理由でございますが、島根県生活衛生適正化審議会が委員不在となったためございま

す。また、4割未満の機関数も1減となって2となっております。こちらは島根県公害健康被害認定審査会が委員不在となったためでございます。4割未満の2機関は、いずれも法律の規定により特定の病院の管理者などの中から委員を選任する必要があるなど、委員の資格要件が定められているものでございまして、該当する女性の数が著しく少ないものでございます。委員不在につきましては、2増となっております。なお、委員不在とは、将来審議会を開催する可能性はありますけれども、現時点で審議事項がないため、委員が不在の状況となっているものでございます。

3の公募状況につきましては、機関数については昨年より1増、委員数については2増となったものでございます。5以上の委員兼務につきましては、昨年同様9名となっております。

資料16ページ、次のページをお願いします。参考までに75機関ごとに女性の参画率などを表にまとめて記載をいたしております。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

18ページをお願いいたします。先ほど部長からの冒頭御挨拶でも申し上げました国庫補助金の実績報告誤りについてでございます。

先般、報道発表もいたしましたが、令和6年度の国庫補助金について実績額を国に対して誤って報告したことにより、1,780万円余を県会計に収入できなかった事案が発生いたしました。このような事態を招きましたことに改めておわびを申し上げますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

まず、資料1、国庫補助金の概要でございますが、該当の補助金は令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）でございまして、県で実施します地方創生の取組、こちらが計51事業にわたりますけれども、これらを財政課で取りまとめて国へ申請し、所要額の2分の1が国から交付されるものでございます。令和6年度の交付額は8億5,000万円余となっております。

2、経過でございます。財政課からの実績額の照会に対し、3月31日に事業実施部局が実績額を回答しておりますが、この時点で数字が誤ってございました。その後、財政課が取りまとめた実績報告を事業実施部局において最終確認するタイミングもございましたが、誤りに気づかず、4月10日には国へ実績報告書を提出しております。そこで報告しました数値をもとに国から交付額の確定通知があり、県からの請求手続を経て、4月24日に国からの補助金の交付を受けております。その後、実績報告した額に誤りがあることが決算整理の過程で6月2日に判明いたしました。なお、6月4日には、国に対し補助金の追加交付ができないか照会いたしましたが、令和6年度の会計処理が終了しており、交付はできないという回答です。

3の原因でございます。事業実施部局から財政課への実績報告の際、一部の事業の実績額について円単位で記載すべきところで、千円単位で誤って記載した上、その後の手続においても確認が不十分でございました。具体的には、下の表の中央の列、事業費の欄にありますように、正しくは実績額を3,569万1,000円と記載すべきであったところ

を、3桁少ない、3万5,691円と誤って記載したことになります。このため、表の右の列、国庫補助の欄でありますが、本来であれば実績額の2分の1であります1,784万5,500円の補助となるところが、1万7,845円の交付となってしまう、その差額であります1,780万円余を収入できなかったということになります。

こうした事態を二度と招かないために、4、再発防止策でございますが、まずは国費の請求から額の確定までには、2、経過にもありますとおり様々な段階がございますので、各段階での手続、そのそれぞれにおける数値の確認、それから、組織内のダブルチェックを改めて徹底してまいります。また、今申し上げたことに加えまして、様式自体の改善も図ってまいります。具体的には、単位を誤った場合などを含めて入力された実績額が申請額と比べあまりに小さい場合など、異常な数値になっている場合には、担当者が一目で判別できるよう様式を改善してまいります。今回の事案を教訓といたしまして、再発防止に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

私からは、第3次島根県県有財産利活用推進計画につきまして御報告いたします。資料は19ページをお願いいたします。

1点目、計画の概要でございます。この計画は平成26年に策定した島根県県有財産利活用方針に記載した取組を着実に進めるため、達成すべき目標、各取組の手順等を定めたもので、計画期間は令和5年度から令和9年度の5か年となります。

2点目、評価指標の達成状況です。令和6年度末の達成状況は、下の表のとおりです。評価指標、（1）県有財産の有効活用、（2）施設の長寿命化、（3）保有財産の適正化について、それぞれ評価指標を設けていまして、①施設保有コストの推計は、今後の施設の在り方の検討に資するため、新築から解体撤去するまでに必要なコストを算出し、施設の保有に要する費用の把握を進めていこうとするものです。第2次計画で施設評価を行った158施設を対象としていまして、令和6年度は35施設を行いまして、累計70施設となり、順調に進んでおります。

②LED照明器具への更新灯数は令和6年度で5,064灯更新し、目標を達成しております。

③洋式トイレに改修する便器数は、目標450箇所に対し、令和6年度で143箇所、累計で246箇所改修しまして、順調に進んでおります。

④ブロック塀の撤去・改修箇所につきましては、現在は危険なブロック塀は全て撤去しています。現在残っているものは、全て安全性は確認されていますが、今後、経年劣化が進行していきますので、地震時の安全確保のため、計画的に撤去していくこととしております。隣接地との調整、境界確認などに時間を要し、初年度が4箇所、令和6年度が18箇所、累計22箇所と少ない状況ですが、今後、撤去可能になった箇所から随時撤去してまいります。

⑤県が保有する建築物の延べ面積については、基準値から増加させないことを目標値にしておりまして、令和6年度末では1,707平米増加しております。要因としましては、

出雲警察署の増築で約4,000平米、県営住宅、浜田中央団地の新築で約2,300平米の増加がありました。

⑥未利用財産の売払い金額については、5年で10億円を目標としておりまして、令和6年度は1億円と実績が少なかったため、今後は建設時期が古く老朽化した職員宿舎の集約化などを行った上で、売却を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○田中委員長

谷口総務事務センター長。

○谷口総務事務センター長

私からは、NHK放送受信契約の未締結について御報告させていただきます。

NHK放送受信契約の未締結につきましては、受信料制度に対する職員の認識不足により、多額の未契約があったことが判明したものでございます。1の経緯といたしましては、まず、本年2月に他の自治体でNHK放送受信契約の未締結事案が報道されたことを受けまして、当県におきましても調査を実施いたしましたところ、カーナビを中心に未契約のものがあることが判明したため、県の未契約状況を4月3日に公表いたしました。その後、4月中に一部の所属において、さらに未契約機器があるという報告を受けましたので、5月上旬に再調査を実施しましたところ、ウェブ会議等で使用していましたディスプレイなどについても使用環境に応じて放送受信契約が必要になることが判明し、さらなる未契約機器の存在を確認したという状況でございます。

2の未契約の状況でございますが、ディスプレイについてはテレビということで分類しておりますけれども、未契約が判明した部局、台数等の内訳については一覧のとおりでございます。主に4月に公表したもののについてはカーナビ、6月に公表したもののについてはディスプレイというところが主な未契約の状況ということになっております。未契約による未払い額につきましては、4月に公表した額と6月に公表した額を合わせて、総未契約額は361台について3,870万円余となっております。

3の原因についてでございますが、まず、部屋ごとに加えて自動車ごとにも放送受信契約が必要であること、それから、テレビ放送の受信以外の用途で機器を使用する場合であっても、受信機能があるものは、使用環境によって放送受信契約が必要であることなどの受信契約が必要となるケースについての認識が不足していたことが主な要因でございます。

4の対応状況でございます。4月3日に公表した過年度分の未契約の受信料につきましては、3月31日に必要な放送受信契約を締結し、全ての支払いを済ませております。今回新たに判明した未契約の受信料につきましては、6月13日までにそれぞれの部局等で必要な放送受信契約の手続を完了しておりまして、今後、既定経費により、それぞれの所属で速やかに支払いを行います。また、令和7年度の受信料契約につきましては、今回の未契約分の設備を含め適正に事務処理を行ってまいります。なお、資料にはございませんけれども、このたびの受信契約の未締結の判明以降、現在把握している状況としまして、カーナビを中心に約100台の契約の削減を行っております。

5の再発防止策につきましては、改めて法令遵守のため受信料制度の理解促進と適正な事務処理の周知徹底を図り、また、今後カーナビ、ディスプレイ等を購入する際は、業務で必要性がある場合を除いて、原則としてテレビ受信機能のついていないものとしてまい

ります。この件につきましては、昨日のところで再発防止のため全庁に向けて通知を発出し、適正な事務処理の徹底を周知したところでございます。なお、一部、教育委員会に関する事項につきまして説明を省略いたしましたけれども、後ほど教育委員会所管の報告事項として別途説明がございます。

私からは以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

中島委員。

○中島委員

総務部長、ちょっと厳しいことを言おうと思いますが、御容赦いただきたい。

国庫補助金の件ですけれども、我々例えば民間でも国や県の補助金をもらうときには、必ず円単位で実績報告書しますよね、これ常識だと思うんですよ。これ、内部の部局から財政課に行ったときに、千円単位で送ったということが日常的に行われてるということはないわけでしょう。これが出たということは、日常的にそういう事案があったのかどうかっていうのがまず1つなんですけれども。我々だって分かりますよね、国庫補助金の実績を申請するときは、必ず円単位で報告しないといけないというのは分かってるはずなんですけど、その辺の職員の意識の問題とかどう考えてますか、再発はもちろん防止せないけんですけれども。

○田中委員長

旗野総務部長。

○旗野総務部長

日常的に国庫補助金の場合はおっしゃるとおり円単位ということがあると思うんですけど、いろいろな書類のやり取りがありますので、全ての書類が全部円単位で行われているわけではないと思いますので、その意味において担当者において認識の不足と、それから、それを発見できなかったということだと思います。そのところをどう捉えているかというところですけども、こういう理由で許されるわけじゃないとは承知しているところでありますけども、担当者の異動のタイミングであったりもしたっていうところで、その慣れの部分でもう少し、それを組織的に解決、カバーするが本来、組織だと思うんですけども、人事異動のタイミングも重なってこういう形になってしまったというふうに考えております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

いろいろ事情があったのは分かるんですけど、いろんな部局から来るときに千円単位で送るものもある、あるいは円単位で送るものもあるということで、まとめたときに発見できなかったということはあったので、今まではなかったわけですから、そこでチェック機能がきちっと働いたということでしょう。今回なかったということだから、これは大いに反省しないと、県民に言われる人がおるんですよ。それだけ、例えば民間だって、こんなもん、もしもらえなかったら責任取るとかいう話が出てくるんですけど、この場合はしっかりと県民に今後、再発防止ということをしっかり訴えてもらって、納得いただくとい

うのでいいと思うんですけどね、そのところ、何かどうするのかな、円で統一するのがいいのか、千円単位で統一するのがいいかどうか分かりませんが、そのチェック体制をきちっとするっていうのは、もちろん再発防止の中に書いてあるんだけど、ダブルチェックどころじゃない、もっとチェックが必要な気がしますけどね、その辺よろしくお願いします。

○田中委員長

篠野総務部長。

○篠野総務部長

御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりだと思っております。様式の見直しの仕方をどうするか今検討中でございますけども、様式のところでミスが出ないようにするということ、それから、先ほども話があったと思いますけども、例えば今回のような場合に関しましては、既に一旦申請は違うタイミングでしてしますので、申請と実績のタイミングで大きな差がありますと、年度の後半、最後、不用とかが出てきますので、申請額のおりの実績額にならないことはよくあることですが、それがこれだけ大きな差になってしまうと、やっぱり発見できないのがおかしいということになってしまいますので、そこを様式の中で発見できるよう改善に努めてまいりたいと思います。今、我々として考えられていること以外にもどういったことがあるかは、常に見直して対応していきたいと思えます。

○田中委員長

ほかにございませんか。

多々納委員。

○多々納委員

ちょっとNHKの受信料について感想をお伺いしたいといいますが、私もNHKを批判するつもりもないんですが、先ほど受信料という意味では、制度設計に少し違和感を感じてます。やっぱりモニターの利用に受信機がついてるからという理由は分かるんですけども、少しこういった制度設計に対する疑問っていいですか、そういうものは多分多くの方が感じてらっしゃることじゃないかなと思って、少し総務部長の感想をお聞きしておきたいなと。

○田中委員長

篠野総務部長。

○篠野総務部長

私がこの場で個人の見解を述べるのは、あまり適切ではないかなと思っております。既に委員の皆さんが、本会議で聞かれてるとおり、知事が申し上げたとおりだと思っております。もともと受信料制度っていうのは法律が根っこにあって、その法律をもとに受信料をどういうふうに定めるかっていうことも含めて決まっているということでございます。これが長年、法律、一部の改正は何かありますけども、長年この枠組みが変わっていないというところがございます。それが国会の場で議論されて、こんな形になっているというところがございますので、そういった点につきましては、国政の場で、国会の場で議論されるべきことと考えておりますので、私の見解というのは差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中委員長

よろしいですか。多々納委員。

○多々納委員

はい。分かりました。

○田中委員長

生越委員。

○生越委員

今の多々納委員と一緒に話ですけどね、私すごい違和感感じていまして、こういうことがあったんだと思って、知らなかったですわ。皆さん方も知らなかったから、こういうことになったんでしょうけれども。全国でいうと、どれだけの金額になったものかっちゅうことを知りたいっちゅうことと、それと、過年度分っちゅうやつですね、どこまで遡るのかということ、税金なんか5年だったかいな、何か時効とかいうのがあるんですが。そこら辺のこともやっぱりあるんですか。

○田中委員長

谷口総務事務センター長。

○谷口総務事務センター長

全国の状況につきましては、正直我々も報道で発表されている状況程度しか存じ上げませんで、少なくとも複数の、多くの自治体で公表されておりますし、金額もそれなりに何百万円単位から何千万円単位までということがございますが、大変申し訳ありません、集計したものがございませんので、これで御容赦をいただきたいと思います。

それと、過年度分の時効という件に関してなんですけれども、そもそもNHKの放送受信料に関しましては、まず、契約をしないといけないということがございまして、契約をした時点から債権というか、債務というか発生してくるものというふうに整理をされておまして、県におきまして未契約の状況が発覚したということは、まだ契約の締結されていない状態であったということになりまして、そもそも時効という考えがまずないということになりますので、設置した当初に遡って支払いをするという形になります。

○田中委員長

生越委員。

○生越委員

ごめんなさい。見ませんというわけにはいかんでしょうけれども、とにかく何か喉に骨が引っかかったような状態ですっきりせんようなものの解決の仕方になるなと思っているんですね、これ、払えば済むのという話。言いたくなりますねと思いますね。ちょっとこれは意見で申し訳ないです。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

すみません、国の関係の何か大きな議論の中で、一つだけ県が決めてることをお聞きしたいと思います。

19ページの島根県有財産の利活用推進計画、毎年報告いただいておりますが、保有財産の適正化ですね。面積、増加させないことってというのが令和5年度からの5か年で決ま

っておりますが、私の承知している限りでは先ほど説明があった以前に、その前の年は黒田庁舎ができたりして、どちらかという目標は増加させないのに現在も増えておりますけど、結局これをあともう2年で達成するためには、また、たしかまだ県営住宅でも造るところの予定があったと思いますけど。何かを取り壊すか、あるいは売却をしないと目標達成は難しいと思いますし、増加させないこと、むしろ減らすべきだと私は思ってるんですけども、今後の見通しというか、その辺りについてちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

今回1,700平米増えた要因としましては、出雲警察署の増築がございまして、県警本部からは、具体的には今後解体予定の湊北台宿舎の撤去とか、あとは広域交番の適正化を図るということで、今検討中ということでございますので、今後この増加分についてはそういった広域交番の適正化、あとは宿舎の撤去、そういったもので減少させるように努めていくと聞いております。また、今回増えたところで、先ほど御説明しました県営住宅浜田中央団地の新築で2,300平米ほど増えておりますが、これは浜田漁民団地の建て替えによるものでございますので、今後、浜田漁民団地を用途廃止して解体撤去すれば、県営住宅につきましては面積は減少すると聞いております。

また、各財産部局においては、今後、面積が増加するようなこともあると思いますので、各部局内で増加する面積分を減少していくように協議し、また管財課からもそれを促したり、面積を増加させないように、また使用しなくなった財産のリスト化などを進めた上で、それを撤去、売却などをして、面積を減少させるように協議をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ありがとうございます。私から見ても職員の宿舎とか古くて、あんまり使われてないようなものが点在してて、かつ、集約すればいいんですけど、それに何人かずつ入ってるみたいなのところも結構ある、半分以上埋まってないようなところもあったりすると思うんで、そういうところを修繕するところは修繕、売却するのは売却、あるいはもう用途廃止するなら用途廃止するということで、できるだけ売却してお金になればいいと思いますけど、そこら辺りを本当に各部局で徹底してやっていただければと思いますが、これはお願いでございますので、以上です。

○田中委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

もう一点、先ほど言われました職員宿舎につきましては、今、大輪町の県職員宿舎につきましては、用途廃止をする予定でございまして、あと、その後の建物、土地の利活用策については売却も含めて今後検討してまいります。報告いたします。

○田中委員長

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を13時5分から、午後1時5分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より教育行政全般につきまして、御指導、御鞭撻いただいておりますことにお礼申し上げます。

はじめに、今月16日に発表いたしました、NHK放送受信料の契約の未締結事案につきまして、教育委員会におきましても未契約の機器が98台あることが判明いたしました。また、県立学校の一部の機器については、受信料の免除申請を行わなかったことにより、本来は免除される受信料を県で負担する必要が生じました。このような事態になりましたことにつきまして、県議会の皆様をはじめ、県民の皆様に深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。原因は、NHK受信料制度についての認識が不足していたことにごさいます。今後こうした事態が二度と発生しないよう、受信料制度の正確な理解や適正な事務処理について周知徹底を図ってまいります。詳細は、後ほど報告させていただきます。

また、本会議につきまして私ごとで急遽欠席をさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

さて、今年度の全国高等学校総合体育大会、インターハイがいよいよ来月から中国5県を主会場として約1か月にわたってはじまります。本県の出場選手につきましても先般の県総体でありますとか、一部の競技は中国大会において出場選手が決まっております。県内では、体操競技、男子バレーボール、レスリング、フェンシング、なぎなた、カヌーの6競技が開催されます。本県の選手の地元での奮起、活躍を期待するとともに、このインターハイというものは出場する選手だけでなく、多くの地元の高校生が大会を盛り上げるため、あるいは来県される選手、チーム関係者、保護者の方などに対しておもてなしをする、島根県を印象づける、快く思ってください、気持ちよく帰っていただくために高校生が一生懸命に活動しております。昨年も前大会の視察を行うなど非常に頑張っております。

私もその様子をよく見ますけども、そういった選手以外の高校生の活躍にもぜひ御注目いただきまして、近くでの開催でございますので、委員の皆様方にもぜひともお足をお運びいただき応援していただければ、あるいは、高校生活動の様子を御覧いただければと思います。

また、本日は土江教育連携推進課長が欠席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会に係る議案は、条例案 1 件、一般事件案 1 件、予算案 2 件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第 86 号議案について執行部から説明をお願いします。

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

それでは、資料 1 ページを御覧ください。島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1、条例改正の理由ですが、今年度から来年度にかけて国及び県において 2 点の制度変更がございます。1 つは、国のほうで、今年度限りとして高校生等臨時支援金制度が設けられたというものでございます。2 つ目は、令和 8 年度から島根県の収入証紙廃止が決定しておりますが、それに伴ってこれまで収入証紙で納付していただいております高等学校の入学料の納付手続の変更、あわせて高等学校入学者選抜についてインターネット出願システムを導入いたしますので、これらの制度変更に対応するため所要の改正を行うものでございます。

2、条例改正の概要ですが、資料に記載の 3 項目、授業料及び受講料の納付の特例の整備、入学料の納付時期の改正、受検料の納付時期の改正を行ってまいります。具体的には、
（1）授業料等の納付猶予については、高等学校における国の授業料支援について、これまでの高等学校等就学支援金の所得制限が事実上撤廃され、令和 7 年度限りとして、年収約 910 万円以上世帯の高校生等を対象に、高校生等臨時支援金制度が設けられました。この事業により授業料等支援対象者の範囲が広がることから、授業料納付後に同じ額の還付を受けるという手続を行うことになると、保護者の負担等も生じますので、高校生等臨時支援金の支給決定まで授業料等の納付の猶予を行うということについて特例を設けるものでございます。

（2）入学料、受検料の納付時期についてですが、まず、入学料については、これまでは入学等を許可されたとき、すなわち、入学式の日に入学者に当たって学校へ提出する誓約書に入学料分の収入証紙を貼付することで納付してもらっていましたが、収入証紙の廃止に伴い入学料を電子決済等により納付していただくことを検討しておりますので、納付時期を入学等を許可される時まで、すなわち、合格発表の日から入学式の日までといった幅を持たせることができるよう条例改正いたします。同じく受検料についても、これまでは入学願書に受検料分の収入証紙を貼付することで納付してもらっていましたが、インターネット出願システムを使った電子決済等により納付していただくことを検討してござい

すので、願書を提出するときとしていた納付時期について、願書を提出するときまでと条例改正いたします。

3、施行期日については、授業料等の納付猶予については令和7年4月1日から、入学料、受検料の納付時期については公布の日からとなります。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第86号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第86号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

それでは、資料の2ページをお願いいたします。令和6年度補正予算（3月31日専決処分）の概要について御説明いたします。

島根県一般会計補正予算（第11号）の1、補正予算額の概要は合計欄のとおり、補正前の額862億1,600万円余を、補正額9,600万円余の減額により、補正後の額861億2,000万円余とするものでございます。国費、県債の確定などに伴い補正するものでございます。

3ページを御覧ください。課別事業別一覧でございます。かいつまんで説明をさせていただきます。学校企画課、1の高等学校等就学支援事業費と特別支援教育課の1、特別支援教育就学奨励事業費は、いずれも実績に伴う国費と一般財源の減額。

次に、社会教育課の、1、青少年の家事業費は、今月から実施しております大規模改修工事に係る県債と一般財源の減額です。この減額のうち、工事発注時の詳細設計により、当初想定していた特殊な材料を用いた工法で工事を行う必要がなくなったことによる工事費の減額が5,800万円余となっております。その他、設計業務委託費等の実績減でございます。

文化財課の1、埋蔵文化財調査センター事業費は国受託事業の実績に伴う国費の減額、2、歴史遺産保存整備事業費は実績に伴う県債の減額と端数調整によります一般財源の増額、3、古代出雲歴史博物館管理運営事業費は、今年4月から実施しております天井耐震改修工事に係る工事費の入札実績に伴う県債と一般財源の減額でございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第81号議案のうち関係分及び第95号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

それでは、資料4ページをお願いいたします。第81号議案、令和7年度一般会計補正予算案、教育委員会関係分の概要について御説明いたします。

補正予算の概要は合計欄のとおり、補正前の額858億9,800万円余を、補正額3億3,600万円余の増額により、補正後の額862億3,400万円余とするものでございます。

5ページをお願いいたします。課別事業別一覧でございます。まず、学校企画課についてでございますが、国のいわゆる高校無償化により高等学校等の授業料支援の対象者が年収約910万円以上の世帯に拡大されたことに伴い、追加となる対象者分の予算を増額するものでございます。中ほどの図の上段、国補助事業の欄を御覧ください。助成上限額は記載のとおりでございまして、定額授業料、単位制授業料の高校とも今回の対象者の拡大により原則無償となります。しかし、単位制の高校につきましては、欄外に記載のとおり年間単位数、在学月数に上限が設定されております。図の下段、県の単独事業は、この国が設定する単位数、月数の上限を超えて履修する場合に自己負担が生ずる定時制・通信制高校の生徒を支援するもので、上限を超える部分について県が助成をいたします。それぞれの補正額としまして、国補助事業は2億9,200万円余の増、県単独事業は23万4,000円の増で、合計2億9,200万円余の増額をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。学校教育課でございます。1の悩みの相談事業費、2の帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費のいずれも国補助事業の減額内示で対応するものであり、不登校傾向にある児童生徒や帰国・外国人児童生徒など、教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援へ取り組む市町村が必要な事業を計画どおりに実施できるよう、減額内示による不足分を県単独事業により実施するものでございます。1の事業は今年度国新規事業であります。内示率で49.1%でございました。また、2の事業はここ数年内示率100%で推移しておりましたが、昨年度は76.3%に急減し、今年度も

74. 6%となって事業の遂行に支障が出ておることから、両事業とも今回、県単独事業により不足分を支援することといたしました。

補正内容としまして、1の事業で国補助事業2, 300万円余の減額を行うと同時に、県単独事業としまして1, 200万円余の増額を行うものです。この結果、補正額としましては、差引き1, 100万円余の減額となります。2の事業につきましては、県立学校の事業、つまり県直営分も含んでおりますが、国補助事業1, 800万円余の減額を行うと同時に、県単独事業として1, 400万円余の増額を行い、補正額としまして差引き300万円余の減額となります。

なお、この措置は本年度限りと考えております。国に対しては先般の春の重点要望におきまして、両事業の財源措置等を強く求めています。また、市町村に対しては、来年度以降に向け、今回の国内示状況等を参考にしながら必要な予算措置を図るように伝えていることを申し添えます。

7ページをお願いいたします。保健体育課でございます。当初予算において米価格高騰対策といたしまして、小・中学校の給食費緊急支援事業を実施しておりますが、米価格が当初予算編成時に設定した上限を大幅に超えて高騰している状況を踏まえ、市町村に対して公立小・中学校の給食支援を増額するものです。具体的には、助成額を算定するに当たって用いる米価上昇率の上限について、直近の小売価格を踏まえまして53%から87%に見直すことで、米価をはじめとする物価高騰局面においても給食の質を維持して提供できるよう市町村を支援するもので、5, 800万円余の増額をお願いするものでございます。

続いて、資料8ページをお願いいたします。第95議案、令和7年度一般会計補正予算案、教育委員会関係分の概要について御説明いたします。補正予算の概要は合計欄のとおり、補正前の額862億3, 400万円余を、補正額18万円の増額により、補正後の額862億3, 400万円余とするものでございます。

9ページをお願いいたします。課別事業別一覧でございます。総務課についてでございます。総務部のほうで御説明があったかと思いますが、「特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」にありましてとおり、特別職報酬等審議会の答申等に基づきまして、特別職の職員等の給与の月額等について所要の改正を行い、増額するものでございます。教育委員会におきましては、教育長の給料の月額及び教育委員会委員の報酬月額を引き上げるものでございます。8月1日から引き上げるものでございまして、8か月分の給料の月額等の差額合計18万円を、6月補正予算においてお願いさせていただきます。

説明は以上です。

○田中委員長

以上、説明がありました。質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

悩みの相談事業費と今の帰国・外国人児童生徒等の教育支援事業、この2つですね。これは国の内示が100%なかったということで、その減額分を県が負担をするということで、本来、国がしっかりと補填をしていくということで強く要望していくという説明で

したから、これはもう当然しっかりと国で措置をしてもらうように話をしていかなきゃいけないんですけども、ちょっと悩みの相談事業費も帰国・外国人児童生徒等の教育支援事業もそうなんですけど、補助事業の減額幅と県単独事業による支援の金額に差異があるんですが、これは補助として申請した額を下回るということは、そこに何か条件を加えて、少しふりをかけたってということなんですかね。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

御質問のあった件について、もう少し詳しく御説明したいと思います。

1の悩みの相談事業費、それから2、帰国・外国人児童生徒等の教育支援事業に関しましては、国、それから県、それから市町村、それぞれ事業費の3分の1を負担する市町村が実施主体の国庫の補助事業でございます。一部、宍道高校を対象とした県の事業もございます。県が当初予算で確保した予算がございましたが、1つ目、市町村からの申請額が下回っていたこと、2つ目、国の内示額が低かった、説明でも申しましたとおり補助事業費の減額が非常に大きくなってございました。このたびの国の内示額が補助申請額に届かなかったってことでしたので、補助事業費を減額することとなったわけでございますが、減額分を県の単独事業として県と市町村が半分ずつ、2分の1ずつ負担することで、市町村の事業執行を支援するという考えでございます。そのため予算は総額としては減額の補正といたしましたが、県の負担は増加するということになっております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

分かってますよ、そうだと思ってますが、要は国補助で採択されなかった、いわゆるそういう減額内示になった部分を県単でカバーする、これは本当、県民にとってみればありがたいことなんだけど、それが実際の減額分よりも県単で支援するのが額が少ないという、このロジックっていうのはどういうことなのか聞いていたんだけど。

○田中委員長

野々内教育次長。

○野々内教育次長

今の例えば1の悩みの相談事業費でございますが、国補助事業の予算のほうには国費と県費と両方ありまして、その国費と県費を市町村に補助するというので、両方の予算が入っております。県単事業のほうは国費がありませんで、県分のみとなっておりますので、その約半分がこの1、200万円に入っているということでもあります。帰国・外国人児童生徒のほうにつきましては、県の10分の10のところにも入っておりますので、その分一般財源が厚くなっているということでございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

ということは減額内示になった部分はしっかり県で全て補填できると見ていいんですね、事業として、100%。

○田中委員長

野々内教育次長。

○野々内教育次長

申請があったものについて市町村のほうで負担を若干増やしている部分もございますが、基本的には申請のものを県のほうで見ているということでございます。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

まず、当初予算を県が設定したとき、市町村からの申請を見込額で計上しておりまして、実際の市町村から集めたら、まず当初予算より低かったと、その低かった部分に内示率がさらにかかっているということで、補助予算の減額は２段階に落としている。申請に対して国の補助がつかなかった分の半分を県がさらに上のほうへ持ってきている。このように補正行為としては３つの行為が重なっておって、数字が単純に整合しないという状況でございます。ということで、基本的に国の補助がつかなかった分を県が半分、市町村が半分ずつ持ち出して、当初の市町村の計画は全て実行できるようにしております。国の補助がつかなかったのを１００％県が見てるわけではなくて、やはりここは市町村の事業ですので、そこは負担を求めまして、国の補助がつかなかった分だけ県と市町村がお互いに新たに出し合って、市町村の当初計画は全て実行できるようにするというのが今回の補正のからくりでございます。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

よく分かりました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

ないようですので、採決を行います。予算案２件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第８１号議案のうち関係分及び第９５号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧総務課長

資料１０ページをお願いいたします。NHK放送受信契約の未締結に関し、教育委員会に係る部分について御説明をさせていただきます。

１、経緯につきましては、先ほど総務部のほうから御説明したとおりですので、割愛させていただきます。

２、未契約の状況ですが、表の右側、教育委員会の未契約判明台数合計は上から４行目合計で９８台でございました。表の下、総未契約額については、県全体額３，８７０万余のうち１，５６０万円余が教育委員会分となります。

３、原因についてです。教育委員会におきましては、未契約９８台のうち８５台が今月判明分となっております。今月判明分の未契約の主な原因は、１ポツ目、（２）に記載のとおり、テレビ受信以外の用途で機器を使用する場合であっても受信機能があるものについては、使用環境によって放送受信契約が必要であるとの認識が欠けていたことなどにあります。特別支援学校においては、視覚的な支援としてパソコンに接続して教材を提示するためのモニターを使用することが多いため、台数が多くなったものです。また、２ポツ目の記載のとおり、特別支援学校において、児童生徒等が授業等で使用するものについては、契約手続及び免除申請を行えば免除されるものであり、それらに該当するものが３７台、６４０万円余でありました。これらについては既に免除申請は行っており、先月からの受信料は免除されております。

１１ページをお願いいたします。４、対応状況につきましては、総務部からの説明と同じですので、割愛をさせていただきます。

５、再発防止策といたしまして、１ポツ目、２ポツ目の知事部局と同様に実施する対策に加えまして、３ポツ目のとおり、特別支援学校においては免除申請の対象となる機器については契約締結に加えまして免除申請の徹底を図ってまいります。以上です。

○田中委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

資料の１２ページをお願いいたします。令和７年度全国高等学校総合体育大会中国ブロックの開催について御報告いたします。

１の大会概要ですが、通称インターハイと呼ばれるこの大会は、愛称を「開け未来の扉 中国総体２０２５」として、中国ブロックを中心に７月２３日から８月２０日まで開催されます。（２）の表のとおり、総合開会式は広島市にて開催されます。島根県では７月２７日から８月９日にかけて体操競技、バレーボール男子、レスリング、フェンシング、なぎなた、カヌーの６競技を６市町において実施いたします。（３）には島根県の出場校を記載しています。団体戦のほか、個人戦へのお出場校も含めて記載しておりますが、全ての競技において開催市町にある高校または近隣の高校が出場することになり、地域の応援も大変盛り上がるのではないかと期待をしております。

次に、１３ページをお願いいたします。２の島根県高校生活動についてです。高校生活動は、競技に出場する選手とは別に、県内各地区の高校生が大会の成功に向けて大会を支える立場で企画・準備・運営に携わる活動となります。活動内容としましては、広報・ＰＲ活動、おもてなし活動、大会補助員としての活動となります。競技はもとより、このよ

うな支える側の活動にも多くの高校生が関わる予定としております。

次に、3のインターハイ直前決起集会についてです。7月11日に県内開催6競技に出場する高校生、指導者や先ほど申しました高校生活動の推進委員が集まり、激励を行うイベントを開催いたします。内容や参加者などが決まりましたら別途報道発表いたしますが、このイベントにより参加する高校生の飛躍を願うとともに、大会への機運を醸成していきたいと考えております。いよいよ開催が近づいてまいりましたが、県としても会場地の市町や競技団体等の関係機関としっかり連携を図った上で、円滑な大会運営に努めてまいります。

14ページには、全体の開催競技日程を掲載しておりますので、また御参照いただければと思います。以上です。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

資料15ページを御覧ください。今月20日付で国の文化審議会から文部科学大臣に対し、県内の史跡1件の追加指定及び名称変更の答申がありましたので、御報告します。

史跡の追加指定などがありましたのは、松江市大庭町ほかに所在する出雲国山代郷遺跡群、正倉跡、北新造院跡、南新造院跡、南新造院瓦窯跡になります。これは既に国史跡になっていた出雲国山代郷遺跡群、正倉跡、北新造院跡に加えて、新たに2重線で示した県史跡、山代郷南新造院跡、山代郷南新造院瓦窯跡を追加指定し、あわせて名称変更を行うものです。

概要ですけれども、位置につきましては写真のとおり、松江市の南にある茶臼山を取り囲むように分布しております。16ページに各遺跡の正確な位置を、右下に示しておりますので、御覧ください。15ページにお戻りください。今回、追加指定されました山代郷南新造院跡は、「出雲国風土記」に登場する意宇郡山代郷の2つの新造院のうちの1つで、風土記には後に出雲国造となる出雲臣弟山が造ったと書かれています。

資料16ページを御覧ください。ページの上には寺院の南門、左下のほうには寺院に瓦を供給しました瓦窯跡の写真を載せております。古代の文献資料に登場する寺院が実際の遺跡として確定でき、しかも造った人名まで判明する例は非常に珍しく、貴重な遺跡と評価されています。今回、指定の条件が整ったことから、当寺院に瓦を供給した瓦窯跡と共に国指定に追加指定するとともに名称を変更するものです。

続いて、17ページをお願いします。島根県指定無形文化財の指定解除及び保持者の認定解除について報告いたします。対象文化財等は島根県指定無形文化財（工芸技術）の日本刀で、その保持者は小林力夫氏です。工芸技術、日本刀はたたら製鉄によって製造された玉鋼を材料とした伝統的な鍛冶鍛錬技術として、県指定の無形文化財に指定され、小林力夫氏は平成11年に工芸技術、日本刀の保持者に認定されましたが、残念ながら今年の11月13日にお亡くなりになったため、島根県文化財保護条例に基づき、同日付で認定を解除いたしました。また、工芸技術、日本刀の保持者は小林力夫氏1名のみであったため、小林氏の認定解除により保持者が不在となるため、あわせて工芸技術、日本刀の指定も解除いたしました。

続いて、18ページを御覧ください。島根県立古墳の丘古曾志公園指定管理者の指定取

消しについて御説明いたします。古墳の丘古曾志公園は、島根県立古墳の丘古曾志公園条例に基づき、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化の理解を認識を深めるために、松江市古曾志町に設置されている公園です。

1、経緯についてですが、古墳の丘古曾志公園の指定管理は昨年度の11月13日の教育委員会会議で選定を行い、11月議会の議決を経て、株式会社M I しまねに指定しており、今年度の4月1日から基本協定を締結しております。このたび、指定管理者より令和7年5月21日付で基本協定書第45条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消しの申出があったため、条例第9条第1項の規定に基づき、指定の取消しを行うものです。本件につきましては、今月2日に開催した教育委員会会議の議決を経ております。

次に、2、取消内容ですが、(1)の取消しの理由については、代表取締役を含む役員の後継者がおらず、会社経営の継続が困難となったとなっております。(2)の指定管理取消日は、株式会社M I しまねより申出のありました令和8年4月1日としております。なお、令和8年度からの新たな指定管理者の公募については、あくまでも予定ではございますが、8月から公募を開始し、10月に選定委員会を開催、11月議会に上程する予定となっております。以上です。

○田中委員長

藤原世界遺産室長。

○藤原世界遺産室長

資料19ページを御覧ください。石見銀山発見500年島根県記念事業について、その概要を御説明いたします。今から2年後の令和9年、石見銀山は発見500年の記念すべき節目の年を迎えます。この機会に改めて世界遺産石見銀山の価値や魅力を発信し、多くの方に石見銀山への理解を深めていただくとともに、来訪意欲を喚起することを目的とし、記念事業を開催することとしました。

まず、記念事業の内容についてでございます。1の(1)にあります記念展と、その下の1、(2)にあります国際シンポジウムの2つの事業を行う予定としております。記念展につきましては1、(1)のア、イ、ウにありますとおり、東京にあります古代オリエント博物館、出雲市にあります県立古代出雲歴史博物館、大田市大森町にあります石見銀山資料館の3施設において共同で開催いたします。展示内容等につきましては、今後詰めていくため、現時点でテーマは仮称になりますが、古代オリエント博物館では「人類と金・銀・銅」をテーマとし、金属と人類との関わりや大航海時代に大きな役割を果たした石見銀山を紹介したいと考えております。県立古代出雲歴史博物館では「石見銀山500年の軌跡」をテーマに、石見銀山の開発の歴史を時代別に紹介するとともに、江戸時代の日本を支えた島根の鉄、銅についても紹介したいと考えております。そして、石見銀山資料館では、「石見銀山から始まる鉱山王国日本の軌跡」をテーマに、江戸時代の国内の鉱山の実態や石見銀山の特徴を紹介したいと考えております。国際シンポジウムにつきましては、大田市内を会場に、海外の鉱山遺跡の関係者を招聘しまして、今後の鉱山遺跡の保存や活用の在り方等を考える機会にしたいと考えております。

次に、開催の時期についてです。ページの下、2に記載しましたとおり、来年、令和8年秋の古代オリエント博物館を皮切りに、翌令和9年夏に古代出雲歴史博物館で、令和9年の秋に石見銀山資料館でそれぞれ企画展を開催し、同じく9年の秋に国際シンポジウム

を開催する計画でございます。

最後に、20ページを御覧ください。3の実施体制でございます。この記念事業を円滑に行うため、こちらに記載しました関係団体で組織する石見銀山発見500年島根県記念事業実行委員会を先月5月26日に立ち上げたところでございます。記念事業の詳細につきましては、今後この実行委員会で審議、決定していくこととしております。説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

中島委員。

○中島委員

古曾志公園の指定管理の取消しですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、これ令和7年から令和12年の5年間ですよ。その前のときはこの会社がやってたんですか。まずそれを教えてください。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

おっしゃるとおり、M I しまねが指定管理を受けていました。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

都合何年間やった、2期やった、3期ですかね。

2回ぐらいは最初、ずっと最初からやってる会社でしょ。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

最初、平成19年は別の会社ですけども、平成22年からはずっとM I しまねで行っています。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

ちょっと聞きたかったのは、昨年の11月に教育委員会で選定作業をして、今年も継続してやったと。今年に入ってもうやめますということになったということは、そのときの選定委員会の選定の中で、こういうことは分からなかったんですかね。指定管理の制度の中でこれ非常に重要だと思うんですよ。恐らく5年間やって、何ら問題もなかったからポイントが高いんですよ。高いから、結局その点数が高いから継続されると。だけどその経営的な内容まで深くやったんかどうかっていうのは、今後一つの重要な事例になるんじゃないかと思うんですよ。理由が後継者がいなかったって、経営が要するにできなくなったってことなんじゃないかな、端的に言えば。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

御指摘のとおり、昨年の１０月７日に指定管理者候補選定委員会を開催いたしまして、選定委員のほうから指定管理者がかなり高齢化しているということで、大丈夫かという確認をしたところ、会社のほうから問題ないと回答を得ておりまして、その時にＭＩしまねの指定管理継続が難しいということは把握できておりませんでした。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

要するに、ほかに公募してきたものはなかったということ、１社だけだったってことですかね。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

昨年はＭＩしまねの１社だけが手を挙げております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

すみません、いいですか。こういうケースあると思うんで、ぜひこれから慎重にやっていただいて、また１年も経たないうちにまた公募してまた選定作業するなんて、こんな無駄なことはないと思うので、気をつけていただければと思います。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

ちょっと私も同じところでＭＩしまねの話を聞いたんですけど、ＭＩしまねは、この公園管理、これ以外のところで県の施設に入っておられるんじゃないかと思うんですけども、県だけじゃなくて市町村の公園管理も含めてかなりの管理やっとなれると思うんですけど、そこら辺分かる範囲でちょっと教えてもらえたら。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

現在のところ、県内でＭＩしまねが指定管理を行っているのは、松江総合運動公園の体育施設と公園施設、隠岐の島町立の屋内温水プール、出雲市の斐伊川河川敷公園、清水公園、ひかわ美人の湯、斐川町農畜産物などの加工体験販売施設、湖陵総合公園、湖陵体育センター・運動広場となっております。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございます。ですから、多分その施設には全て影響があるということなんでしょうね。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

先ほど御紹介しました施設については、基本的には令和7年度で更新が切れるということになっておりまして、うち隠岐の島町の温水プールだけは県と同じような形で更新年度の途中で取消しといたしますか、替わるという形になっております。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

分かりました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福田委員。

○福田委員

石見銀山発見500年の記念事業についてですけれども、御説明いただいて分かりましたが、実施体制を、委員会を設立されて、今後進めていくということですが、広く石見銀山をPR、周知をしていくという御説明でしたので、実施体制と別に応援してもらう組織といいますか、協賛っていいですか、そういう観点からの組織というんでしょうかね、そういうものはお考えになってるんでしょうか。

○田中委員長

藤原世界遺産室長。

○藤原世界遺産室長

今後どのように広報していくかはこれからの検討になりますが、先ほど御説明いたしました実行委員会に加わっていただいております大田市ですとか、県の商工労働部の各広報媒体、それと記念展を実際に開催いたします3つの施設のそれぞれで広報をしていくと考えております。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

例えば登録に関わられた文化庁、文部科学省なり、そういうところへのお願いといいますか、応援をしてもらう、そんなことは必要ないのでしょうか。

○田中委員長

藤原世界遺産室長。

○藤原世界遺産室長

関係先への後援等につきましては、また今後検討させていただきたいと思っております。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

指定の際に、もう昔の話ですからほとんど忘れてる人ばかりだろうと思いますけども、例えば当時文化庁の文化財部長で土屋さんという方がおられたんですね、ちょうど私、県会議長になった直後でしたので、いろいろ紹介してもらって文化庁に行ったんですね。その

ときに土屋さんに、あなた見られたことがありますかと、銀山を。そうしたら、いや、課長が見てるというお話だったんですよ。いや、部長、あなた、今度クライストチャーチ、事務レベルの責任者としてあなたが行かれるんだから、ぜひ見ておいてほしいということもお願いして、ちょうど国会開会中でしたけども、御無理言って来ていただいたんですね。外務省からも来ていただいた。当時の藤原教育長や和田さん、当時の室長だったかな。打ち合わせして協議して、途中で溝口知事もおいでになって、様々な打ち合わせして、その夜、大田まで行ったり、そんな経緯があって、その土屋さんは最後は文部科学省の次官にまでなられて、その後も非常に関心を持ってずっと応援をしてくださって、退官されてからは広島県の大学の顧問みたいなことをしてちょいちょい広島に帰ってるんですよというお話があって、いろいろ応援してくださってたんですね。

したがって、もう当時のことを忘れてる人がほとんどですが、そういう歴史がありますから、今後様々な活動をさらに拡大していこうとする場合にも、文化庁なりそうしたところも関係を持っておかれたほうがいいのではないだろうか、こんなふうに今、御説明を伺って、なるべく日本全体にPRしていこうという御趣旨のようですから、様々な観点から御検討されたいかがかなと、こんなふうに老婆心ながら感じたものですから、話だけさせていただきます。検討は皆さんの中でやっていただければと思いますので。

○田中委員長

御意見ということでよろしいですか。福田委員。

○福田委員

はい、結構です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

福田委員。

○福田委員

既にこの委員会で議論されたんだろうと思いますけども、私もちょっと実情を把握したいもんですから、ちょっと教えてくださいませんか。教員不足に伴って、それを補完といいますか補うために学校の先生、退職した人のあれは再任用というんですかね、そういう形で採用しておられますよね。相当の数がおられるだろうと思ってますが、その退職をされた例えば校長先生等に、どういう先生を対象にあなたもう一回現場に復帰してくれませんかというお願いされるもんなんですか。どこが担当か私よく分かりませんが。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

退職された先生方もそうなんですけれども、それに限らず基本的には講師、臨時的な講師をしていただく方には、登録をさせていただいておりまして、そこから必要なところを任

用していくということになっておりますけれども、ただ、今現状で申しますとそれでは十分な教員が配置できないという状況になっておりますので、これは何ていうか人づてといえますか、今、現職でやっている教員のお知り合いの方とか、それから各市町村教育委員会もそういったつてをたどって、どなたかやっていただけないかということでお声がけをさせていただくという形でやってるというところでございます。以上です。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

そうしますと、声かけられる先生というのは、どちらかというと力のある先生を対象に声をかけられるだろうと想像をします。この人だったら間違いなく現場復帰してきちっと学校で役割を果たしていただけるという人を恐らく声を、そういう先生に声をかけられるのではないだろうかなと思っていますが、そういう先生ですから、現場の学校ではいろんなことを頼まれるようですね。力があるから部活も頼まれたり、あるいはその親子面談といえますか、そういう席にも若い先生が不安なときには同席を頼まれたり、そういうケースがあるというふうに伺っています。校長先生だった方が、私はどういうポジションがあるのかよく分かりませんが、主任という仕事をされたり、そういうことがあるだろうと思います、言ってみれば手当がつくはずですよ。その手当がつくポジションっていうのはどういうものがあるんですか。例えば、部活して部活担当になったら手当が今は出るとか出てないとか、学校主任になったら手当があるとか、もう一つ、例えば何とかいろいろありますよね。ちょっとそういう、職種といえますか、どういうものがあるか教えてやってくださいませんか。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

手当ということでございますけれども、基本的には学年主任、これは大規模校に限られますけれども、学年主任であったり、それから校務分掌というのが学校にございまして、教務主任、これは時間割等を担当するところですが、それから対外的なPTAとかそういったところを担当する総務部の主任、それからあとは生徒指導関係ですね、その生徒指導主任といった、こちらの法令上で決めておる、校務分掌の長ですね、そういったところに今、手当が支給されると。それから部活動については、これは週休日等に勤務した場合に特殊勤務手当ということで、これは手当が支給されてるという状況でございます。以上です。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

ありがとうございます。そういうポジションが与えられて、多分力のある先生ですから頼まれたら恐らく拒否されないだろうと思いますね。積極的にというか、恐らくそういうものを受けて頑張れるだろうと思っていますが、その再任用の先生につく手当というのは何と何と何があるんですか。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

今、再任用の教員でいきますと、職としては教諭という職で任用しますので、これは教諭ということであれば先ほど言った主任に就かれると、今、委員がおっしゃいましたけども、そういった校内の役に就くといったこともあろうかと思えます。そういったときは、先ほど申し上げた主任に対する手当、それからこれは教諭に限らず、例えば再任用の年齢終えて今、65歳まで暫定再任用っていうことがありますけど、65歳以降もいわゆる臨時的な任用講師、講師ということで任用される場合があります。こういった場合は、講師の場合はおそらく学校内で主任等、そういったところに就くということはないかと思えますけれども、再任用であれば教諭ということになればそういった手当がつくということになっております。その他、扶養手当等いろいろな通勤手当もそうですけども、そういった各種手当については、その他の正規職員と同じものがつくということになっております。以上です。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

ありがとうございました。学校の先生の再任用は大体3割ぐらい給料が減っての採用だと聞いてますが。その手当というのはほとんどついてないはずですよ。現実には、ほとんど手当がついてないというふうに伺っております。力のある先生が一生懸命やって若い先生を育てるっていう意味合いもあるかもしれませんが、頑張っておられるその際に何もないというのは、私はどうだろうかなと思ってます。むしろちゃんとそれなりの必要な手当を考えてさしあげて、モチベーションもあるでしょうし、さらに頑張って島根の教育を守り立ててもらう、そういう意味合いも考慮した処遇というんでしょうかね、それは考えてあげられたらどうだろうかなと、そんな高い財政出費にはならないだろうと思ってます。むしろ子どもたちの教育力を高めるということについては必要ではないかなと思ってます。

午前中ちょっとほかの、あれは、総務委員会じゃなくて政策企画局のときに申し上げましたけども、東京一極集中のことを考えると私立高校への授業料の無償化は大都市はいいかもしれませんが、地方都市にとってはそこにお金を使うよりも、むしろ子どもたちの基礎学力なり、そうしたところにお金を投じたほうが効果があるのではないだろうかと個人的に思っていると、これは政権運営の様々な状況でそういうことになったんだろうと思いますけれども、地方にとって子どもたちの教育力を伸ばしていくという観点からは、必要なものは応援してあげるということを考えられてもいいのではないかとさえ思ってるもんですから、御答弁は要りませんが、私の個人的な考え方ですので、ぜひ頭の中に入れていただければありがたいかなと思っています。以上です。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

すみません、先ほど委員からもおっしゃっていただきましたけども、再任用になりますと給与が7割になるということで、そういったところで処遇の在り方についてはこういった教員不足の折でもありますので、そうしたことも研究していきたいと思えます。

ちょっと1点だけ、先ほど私が申し上げたこと訂正だけさせていただきたいと思います。先ほど、再任用の方に扶養手当を含め、手当は正規と同じと申し上げましたけれども、訂正させていただきまして、扶養手当以外です。扶養手当についてはつかないということになっておりますので、そこだけ訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

教員の処遇に関しまして、今、国のほうで教職調整額が引き上げられるということ、これは再任用に限りませんが、全般的に引き上がる。そしてそれ以外の基本的な部分、人事院勧告等を踏まえたうえで、人事委員会でまずは御審議いただくことであろうと思っています。それが仮に出るのであれば、その報告なり、勧告なりといったものを、執行部としてどう考えるかということになろうかと思います。具体的な処遇改善につきましては、先ほど課長が申しました、研究はできますけれども、実際に実行という部分ではそのような正規の手続がございます。また、教員だけなのかという部分もちろんございますので、執行部全体として考えていくべきことだと思っております。

委員の御指摘、御意見は我々も現場からよく聞いている案件であります。教員は仕事が変わらないのに、事務職は仕事が変わって給料が下がると。教員はおっしゃるように、担任をやり、仕事が変わらないのに、経験を買われて負荷がかかるのに給料が下がる、こういった御意見を伺っているのは、今の再任用の給与水準、国全体の設定水準でございますし、それで財源が来ているという状況もございますので、本県単独ではなかなか難しい案件ではありますけれども、委員の御心配、御意見のほうは受け止めさせていただきます。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

ありがとうございました。

○田中委員長

よろしいですかね。

ほかにございませんか。

生越委員。

○生越委員

先ほど言っとけばよかったんですが、石見銀山発見500年記念事業ということで、ここにいろいろと載っておりますが、この7月2日に台湾の黄金博物館、おいでになって、世界遺産センターと黄金博物館で姉妹縁組をするということになったわけでございます。石見銀山といいますと、あまり大きな声で言いたくないですが、日本で一番観光客が少ないところではないかと言われておりまして、残念でございます。世界遺産がそれじゃいけないわけで、せっかくの500年記念にもっともっと発信していかないけんじゃないかと思っております。本当は観光振興のほうでもっと話しせないけんのにここで言っているのかなと思ったんですけども、やはり世界遺産ということでありまして、やはりそれぞれオリエン特博物館でどうのこうのと、出雲歴史博物館でどうのこうのとかいうふうな記念展も考えていらっしゃるわけですが、そこら辺りも上手に発信していただいて、もっと人が

訪れるような世界遺産にさせていただきたいと私は思っておりまして、何とか世界遺産と堂々と言っていただける、全国に行きますと世界遺産石見銀山知っとるんですわ、私いつも自己紹介するのに世界遺産のところから来ましてって言ったらほおって、みんな言われる、行ったことないっていう話ばかりですわ。そうなりとやっぱりしっかりある世界遺産ですから、それを上手に活用するようなことをやっぱり考えるべきだと思うし、それを教育委員会に求めるのはいかなもんかなと思ったんですけども、ここでしか言うところないもんですから、そこ辺りを何とか眠らせておくようなことがないように、皆さんの力を借りたいと思います。よろしくお願いします。

○田中委員長

意見でよろしいですか。生越委員。

○生越委員

コメントがあればいただければと思いますけどね。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

おっしゃることはよく承知しております。実行委員会の中に県の商工労働部が、実際は観光の次長が出てきております。大きな素材として、実行委員会もこの展示がメインということになりますけども、これをどう生かしていくのかということは、しっかりお考えいただかなければいけないと思っておりますし、私のほうからもそういったことはしっかり言っていきたいと思えます。そして、この展示、時期をずらしてできるだけ通年で人が呼べるようにということを、私は前から石見銀山については意識をしております。指定のときに、訪れた方がキャパシティを超えてしまい、受け入れられなかったということがあります。私は雪景色も観光資源だと思っていまして、そういった話を地元の方とはしておりますけども、できるだけ通年で平準化して常時人が訪れる、こういった仕掛けづくりが石見銀山の場合は特に必要なのではないかと考えておりますので、そういったことも知事部局と話しながら、あるいは地元とはそういう話はしておりますけども、そういったことを県の観光当局であったり、もうちょっと上のほうとしっかり話しながら、古事記、日本書紀、風土記 1、300 年に継ぐ、せつかくの 500 年、次のメモリアルイヤーであります。国宝松江城はできてまだ 420 年ぐらいでございますので、ちょうど切りのいい非常にメモリアルな素材だと思っておりますし、実際の中身も世界遺産でございますから、立派なものということでございますけども、そういったことがうまくできるように、関係者とよく話し合って、いい事業にしたいと考えております。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思えます。再開は 14 時 25 分にしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより警察本部の所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、警察本部長の挨拶を受けます。

丸山警察本部長。

○丸山警察本部長

県警本部長の丸山でございます。田中委員長、そして岡崎副委員長、そして委員の皆様方にあらましましては、平素より警察業務各般にわたる御理解、御支援等賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、県警察では来る参議院議員通常選挙に向けた諸準備等を進めるとともに、特殊詐欺の被害防止対策、そして交通死亡事故抑止対策等々について、組織一丸となって取組を進めているところでございます。

本日は予算案の審議、そして災害対応についての御説明等々を予定いたしておりますが、本日もよろしく願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました警察本部に係る議案は、予算案1件であります。

予算案の審査を行います。

第95号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第95号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。お手元の資料、令和7年度警察関係6月補正予算（第2号）説明資料を御覧ください。

警察関係予算として総額5万6,000円の増額補正をお願いするものであります。補正予算の内容は、特別職給与費でございます。公安委員会費の欄を御覧ください。島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例が上程され、令和7年8月1日から公安委員会の委員長及びその他の委員の報酬月額が引き上げられることに伴い、増額補正をするものであります。

令和7年度6月補正予算の内容につきましては、以上のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第95号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第95号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明をお願いいたします。

秦警備部長。

○秦警備部長

それでは、災害への的確な対処に向けた取組について報告をさせていただきます。

まず、対処体制等でございますが、資料の1番でございます。県警では特殊化、激甚化する近年の災害の傾向や過去の災害対処における反省、教訓を踏まえ、災害の発生または発生のおそれがある場合における災害警備活動を効果的に行うため、警察本部及び各警察署に災害応急対策に当たるための部隊編成をしております。発災直後には迅速な現場活動を行えるように、警察本部においては（１）のとおり、警察本部直轄部隊を編成し、各署では（２）のとおり、警察署警備部隊を編成して災害発生に備えております。このほか、（３）に書いてありますが、災害装備資機材の整備・充実等にも努めておりまして、能登半島地震において多数の地域が孤立化したことを教訓に、大規模地震等が発生した際に孤立化が懸念される駐在所を選定いたしまして、災害警備活動を維持するための防災用品等を配備しております。引き続き対処体制の強化に努めてまいります。

次に、他県部隊との連携についてでございます。資料2番の項目でございます。警察では国内において大規模災害が発生した場合には広域緊急援助隊をはじめといたします、災害警備派遣隊が被災地に派遣されるということになります。災害応急対策に当たる部隊は救出・救助対処能力はもとより、災害状況を迅速、的確に把握し、的確に部隊を展開し、現場活動を指揮するための情報収集能力も重要でございまして、各種対処能力の向上に向け教養訓練を励行しております。昨年11月には安来市において中国四国9県合同の広域緊急援助隊合同訓練を開催するなどして、各種対処能力の向上を図っております。

最後に、関係機関との連携についてでございます。項目でいうと3番になります。災害に的確に対処するためには県、市町村の自治体はもとより、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携も極めて重要であるのは申し上げるまでもございません。そのため、県警では平素から関係機関と災害対策に係る情報共有を進め、合同訓練の積極的な実施や訓練を通じて抽出された課題の解消、現場における関係機関間の連絡手段の確認など、対処時にそごなく意思疎通が図れるよう、顔の見える関係づくりに配慮するとともに、災害発生前のおそれがある早い段階から連携した対処を開始し、災害発生時には迅速、的確な対処ができるよう関係強化に平素から努めております。また、本年3月には島根県旅館ホテル生活衛生同業組合様と大規模災害発生時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結し、初動の部隊展開に引き続き、災害への対応が長期間にわたる場合の被災地域における各種警察活動を円滑に推進していくための連携を進めております。

県警では引き続き災害から県民の生命、財産を守るための取組を継続、強化してまいりますので、委員の皆様の変わらぬ御理解をいただきますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

生越委員。

○生越委員

一つよろしいですか。質疑ではありませんが、今の特殊詐欺で気になっておりまして、私の携帯なんかにもどっかの電話番号がぱっと出てくるんですね。私の携帯はちょっと表現悪いですが、じいちゃん電話みたいなもんですから、この電話には気をつけましょうみたいなことがぱっと出るんですね。もちろん私は出ませんが、今、毎日のように新聞に載っとなったりするわけで、皆さん方も大変その対処に苦労しておられるとは思いますが、それこそもう警察署を挙げて何とか頑張っていたきたいと、ああいう被害に遭われる方が少しでも少ないように頑張っていたきたいとエールを送らせていただきたいと思います。

○田中委員長

すみません、今はこの報告事項についてでございましたので、申し訳ありません。その他のところで。

報告事項につきまして、何か質疑等ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、先ほどの生越委員からの御意見につきまして、何かございましたらお願いいたします。

三浦生活安全部長。

○三浦生活安全部長

生越委員のエール、しっかりと承りました。発生の方がなかなか止まりませんが、特殊詐欺対策については県警の一番の課題として取り組んでいるところであります。今、重点的に取り組んでおりますのは、直接的な被害防止という点でございまして、犯人からの電話を遮断するということで、固定電話につきましては国際電話からの犯人からの電話が多いということで、国際電話の利用休止、これについて県民のほうに呼びかけまして、県警といたしましても、最終的な申出の提出までフォローするというところに取り組んでおります。携帯電話につきましては、こういったシステムがまだまだ整備されておらず、アプリのほう、有料アプリですけれども、これ入れていただいて阻止するというような形で広報を今、実施しているところであります。そのほか、やはりコンビニとか金融機関、ここで携帯電話をかけながら、あるいは操作をしながら被害に遭っているという方がまだまだ散見されるということでありまして、こういったところで声かけで、一般の方もこういう方を見れば関係する店員の方だとか行員の方だとかにこういった方がおられますよというところで声かけをして、県民全体で特殊詐欺を何とか阻止したいというような取組をいたしておるところであります。一件でも被害が減るように、これからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で警察本部所管事項の審査及び調査を終了いたします。
執行部の皆様、お疲れさまでございました。
委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

これより人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局所管事項について審査を行います。

人事委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長の挨拶を受けたいと思います。
はじめに、柳楽人事委員会事務局長。

○柳楽人事委員会事務局長

失礼いたします。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、人事委員会事務局の業務につきまして、日頃から御理解、御協力いただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

本日は、令和7年度補正予算案1件について御審議していただくこととしております。詳細は後ほど課長のほうから御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

次に、監査委員事務局長の挨拶を受けます。

清水監査委員事務局長。

○清水監査委員事務局長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から監査委員事務局の業務につきまして、御理解と御協力をいただいております。誠にありがとうございます。また、福井委員におかれましては、今月から実地で監査のほうを御指導いただいております。重ねましてお礼申し上げます。

本日は、予算案1件を御審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

次に、議会事務局長の挨拶を受けます。

奈良井議会事務局長。

○奈良井議会事務局長

失礼します。田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、総務委員の皆様方、日頃より大変お世話になっております。本日は、このたびの議員報酬の改定に伴う、対応した予算について御審議をいただくことにしております。よろしくお願いいたします。以上です。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました3事務局に係る議案は、予算案1件であります。

第95号議案のうち3事務局関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

栗山企画課長。

○栗山人事委員会事務局企画課長

それでは、人事委員会事務局の総務委員会資料を御覧ください。第95号議案、令和7

年度一般会計補正予算（第２号）の人事委員会事務局関係分でございます。表の委員会費の１番、人件費委員報酬につきまして、このたび特別職報酬等審議会の答申等を受け、人事委員の報酬を改定することにより、５万６，０００円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

監査委員事務局、田邊監査第一課長。

○田邊監査委員事務局監査第一課長

それでは、監査委員事務局の総務委員会資料を御覧ください。第９５号議案、一般会計補正予算（第２号）の監査委員事務局関係分でございます。特別職報酬等審議会の答申等を受けまして、特別職の給料等及び監査委員報酬の改定に係る総額１４万８，０００円の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、表の委員会費の１、特別職給与が１０万円、２、委員報酬が４万８，０００円の増額となります。

監査委員事務局予算の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

議会事務局、成相次長。

○成相議会事務局次長

それでは、議会事務局の総務委員会資料をお願いいたします。第９５号議案、一般会計補正予算（第２号）の議会事務局関係分でございます。特別職報酬等審議会の答申等を受けまして、議員報酬の改定に係る予算総額３６６万３，０００円の増額をお願いするものでございます。

議会事務局予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第９５号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第９５号議案のうち人事委員会事務局・監査委員事務局及び議会事務局関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

それでは、以上で人事委員会事務局・監査委員事務局及び議会事務局の所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○田中委員長

それでは、引き続き委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談申し上げます。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等があれば御意見を伺います。

（「正副委員長に一任」と言う者あり）

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員会の実地調査についてであります。

まず、県内調査についてであります。県内調査の調査先及び行程につきましては、正副委員長案を作成しお示しすることといたしておりましたので、事務局から説明をさせます。

三ツ國書記、お願いします。

○事務局（三ツ國書記）

資料1枚目の令和7年度総務委員会県内調査実施要領案を御覧ください。1の調査目的につきましては、本委員会では「若者・女性が働きたいと思える魅力ある職場づくりに向けた取組の推進について」を本調査テーマに設定し、調査検討を進めているところですが、今後の本委員会の検討に資することを目的に、県内等における取組状況について調査を実施する予定でございます。

2の調査日程でございますが、8月7日木曜日から8月8日金曜日の1泊2日の予定でございます。

3番の調査先及び内容等ですが、出雲市内及び益田市内での調査としております。1番、出雲市内で株式会社シーエスエー様における育児、介護のための時差出勤制度ですとか、30分単位での有休取得制度導入などについてお伺いします。2番目の同じく出雲市内におきまして、島根中央信用金庫様における女性の職域拡大に向けて性別を問わない教育プログラムの実施についてお話を伺う予定としております。続きまして、3番ですが、益田市内のほうで高津川リバーピア株式会社様における公務員から起業へのキャリアモデルの構築などについてお話を伺う予定としております。続きまして、4番ですが、こちらでも同じく益田市内でカツデン株式会社様における挑戦的な企業文化や個人に与えられる裁量による若者の定着などについて等調査する予定でございます。

4番の調査の参加者は、本委員会委員、地元選出議員、県執行部及び県議会事務局担当書記の予定でございます。

続きまして、行程につきましては、2枚目の令和7年度総務委員会県内調査行程表案を御覧ください。初日に議事堂別館を出発しまして貸切りバスで移動して株式会社シーエスエー様、島根中央信用金庫様、高津川リバーピア株式会社様で調査を行いまして、益田市内で宿泊の予定でございます。2日目も益田市内のカツデン株式会社様で調査を行いまして帰路に就く予定でございます。

事務局からの説明は以上です。

○田中委員長

この案につきまして、皆様から御意見をお聞きしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

また、このような計画で議長へ調査派遣承認要求書を提出することとし、派遣委員につきましては、都合がつく限り委員全員としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査の実施日程につきましては、先般、皆様の御都合を伺ったところ、１０月２７日月曜日から１０月２９日水曜日が最大限、委員の皆様にご参加いただける日程のようでありました。よって、この日程で県外調査を実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任いただき、次回の委員会で調査先及び行程についてお示ししたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてありますが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしていく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてでございます。お配りした案のとおり議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上でございます。ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、これもちまして総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。